

平成25年第1回
笠間市議会定例会会議録 第3号

平成25年3月13日 午前9時59分開議

出席議員

議長	24番	小菌江	一三	君
副議長	9番	藤枝	浩	君
	1番	畑岡	洋二	君
	2番	橋本	良一	君
	3番	小磯	節子	君
	4番	飯田	正憲	君
	5番	石田	安夫	君
	6番	鹿志村	清一	君
	7番	蛭澤	幸一	君
	8番	野口	圓	君
	10番	鈴木	裕士	君
	11番	鈴木	貞夫	君
	12番	西山	猛	君
	13番	石松	俊雄	君
	14番	海老澤	勝	君
	15番	萩原	瑞子	君
	16番	中澤	猛	君
	17番	上野	登	君
	18番	横倉	きん	君
	19番	町田	征久	君
	20番	大関	久義	君
	21番	市村	博之	君
	22番	柴沼	広	君
	23番	石崎	勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口	伸樹	君
副	市長	田所	和弘	君
教	育	飯島	勇	君
市長	公室	深澤	悌二	君
市民	生活	小坂	浩	君
福	祉	小松崎	栄一	君
保	健	菅井	信	君
産	業	神保	一徳	君
都	市	仲田	幹雄	君
上	下	藤田	幸孝	君
教	育	塙	栄	君
消	防	小森	清	君
会	計	高安	行男	君
笠	間	安見	和行	君
岩	間	海老沢	耕市	君

出席議会事務局職員

議	会	事	務	局	長	伊勢山	正
議	会	事	務	局	次	石上	節子
次	長	補	佐			飛田	信一
係				長		瀧本	新一

議事日程第3号

平成25年3月13日（水曜日）

午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前9時59分開議

開議の宣告

○議長（小藺江一三君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付した資料のとおりであります。

なお、阿久津総務部長が病気入院のため、本日より最終日まで欠席となります。

議事日程の報告

○議長（小藺江一三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（小藺江一三君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番畑岡洋二君、2番橋本良一君を指名いたします。

一般質問

○議長（小藺江一三君） 日程第2、一般質問を行います。

最初に、18番横倉きん君の発言を許可いたします。

○18番（横倉きん君） 18番日本共産党の横倉きんです。通告に従い一般質問を行います。

初めに、生活保護制度の基準引き下げに伴う市民の生活支援策について伺います。

2012年8月に、社会保障と税の一体改革が成立し、それとあわせて社会保障制度改革推進法が成立しました。厚労省の社会保障審議会は、生活保護の基準の見直しを求める報告書を発表しました。基準の見直しは、最低賃金に影響するばかりでなく、最低保障年金をめぐる年金額に影響します。課税最低限や保険料の減免制度の関連が強く、就学援助制度の認定基準を定める際にも用いられます。生活保護基準は、憲法25条にある健康で文化的な最低限度の生活を保障する極めて重要な基準であります。ナショナルミニマムとしての

生活保護基準の引き下げは、格差と貧困を一層拡大させ、国民生活に重大な影響を及ぼすと指摘されています。実施されると、笠間市民の生活保護世帯及び低所得者層の生活にどのような影響が生じてくると予想されているのか、以下、伺います。

1、夫婦、子ども二人世帯の生活扶助費の削減がどのくらいになると推定しているのか。

2、就学援助制度の対象者への影響をどうとらえているか。また、生徒会費、PTA会費、部活動費などが支給の対象になっているのか。

3、介護保険料の算定基準にある、これは65歳以上の介護保険の算定基準にある住民税が非課税になっている世帯が、改定によって課税世帯になるとどのようになるのか。国保税の減免措置を受けている世帯の影響はどのようになるかと推定しているか。

5、最低賃金は、生活保護を下回らないよう法律で定められております。生活保護基準額の引き下げは、最低賃金の引き上げにブレーキをかけるとともに、引き下げにつながるおそれがあります。市民生活に与える影響が懸念されますが、市長は、どのように判断されているのか。地域経済の活性化の視点から、どのような経済施策をもたれているのか、伺います。

次に、介護保険制度の生活援助時間の改善、介護士の待遇改善について伺います。

笠間市における高齢者の増加が予測されていますが、将来どのような推移で増加すると把握されているのか、また、独居老人の現状と将来の増加をどう推定しているのか。

2、高齢者の増加に伴って、介護ヘルパーの増員が必要になってくると思いますが、どう予測されているのか。

3点目、現在の笠間市の要介護認定者のうち、介護サービスを受けているお年寄りの現状について、どのように把握されているのか。笠間地区、友部地区、岩間地区について、また、市街地、農村地域などにおける利用者の人数がどのような状態になっているのか伺います。

4、2012年4月に介護保険制度の改定が行われました。厚労省は、洗濯や買い物など、一つの行為は15分未満で済む場合もあり、組み合わせによって30分から40分程度になるとして、生活援助サービス時間を20分から45分に短縮しました。これまで生活援助サービスを受けている人たちが、従来の援助サービスが受けられなくなっている実態を把握しているのか伺います。

5、ヘルパーの待遇の改善が今度の改定でどのように改善されたのか、また、ヘルパーの増員が容易に確保できるような待遇になっているのか。

6番目、施設の増設計画が出されていますが、将来の高齢者の増加に対応できると判断しているのか伺います。

3点目、県地域原子力防災計画について伺います。

日本では起きないとされていた過酷事故が東電福島第一原発事故で発生し、福島県民は緊急避難を強いられ、現在も避難生活を続けています。新たにつくられた原子力規制委員

会が原発の安全基準の見直しをすることになっています。過酷事故対策として原子力災害対策指針が改定され、緊急時防護措置区域の範囲が、原発の半径8キロから10キロ圏から30キロ圏に拡大されました。

また、国民保護法に関連した武力攻撃、核やテロ攻撃などによる対策も、原子力災害時に適用される県地域防災計画原子力災害対策編が適用されることになっています。笠間市原子力災害対策計画編の策定が進められています。原子力災害は、放射能の汚染、放射線による被爆を伴うもので、避難と同時に、放射線被爆、これは外部被曝、内部被曝の安全対策がとられていなければなりません。その原子力災害対策計画について伺います。

1、笠間市の原子力災害時の対策で、市民を収容する避難所の確保ができるのか、避難所の放射能、放射線の安全対策はどのようになっているのか。

2、避難時の輸送手段の確保はどのようになっているのか。

3、避難先が事故時の天候で風下になって放射能の流下が起こった場合には、風上に変更するなど安全の確保をする必要がありますが、どのような対策をとることになっているのか。

4点目、放射線の感受性が高い妊婦や乳幼児、児童生徒など、被爆防止を優先した避難対策が求められますが、その対策ができていますか。

5点目、生活弱者に対する対策として避難所の機能が備わっているのか。救急医療の集中治療室に入院している重症患者や、在宅酸素療法、また、人工透析など定期的な医療支援を受けている人に対する対策はどのようになるのか。

5、その中の老人介護施設入居者対策、在宅介護を受けている方への対策はどのようになるのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 横倉議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

最低賃金は、最低賃金法に基づき国が定めるものであります。平成20年に施行された同法の一部改正により、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護にかかわる施策との整合性に配慮するものとの条文が追加され、この条文を実質的な根拠として最低賃金が生活扶助を下回る状況にならないよう、ここ数年は最低賃金の引き上げ――20年度は茨城県で699円ですが――が行われてきているものと理解をしております。

また、今般の生活保護に関する議論において、一部この条文を根拠として、生活保護基準の引き下げが最低賃金の下げ幅減少や引き下げに連動するのではないかという懸念が示されていることは承知をしております。

しかしながら、最低賃金制度といわゆる生活保護制度は、それぞれ制度の趣旨、内容等

が異なり、直接連動するものではないこと、また、経済の活性化により、最低賃金の引き上げも含めた労働者の所得を増加させたいという現政府等の方針等を踏まえ、一概に最低賃金が低い、下げられるとは考えておりません。

また、地域経済活性化の点からどのような経済政策をもたれているのかということですが、地域経済は、商工業、農業含めて、さまざまな職種や分野で成り立っております。一方、人口減少や少子高齢化などの要因により購買力が低下し、地域経済にとってはとても厳しい状況が続いているわけでございます。

市としては、これらに対応するために個々の施策を展開していく必要があると考えており、現在は、農業の担い手育成とか、中小企業を初めとする商工業の支援、さらには金融支援、雇用確保等を目的とした企業誘致等に取り組んでおるところでございます。そういう施策を今後とも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小藺江一三君） 副市長田所和弘君。

〔副市長 田所和弘君登壇〕

○副市長（田所和弘君） 横倉議員の質問にお答えをいたします。

最初に、原子力の災害対策で、市民を収容できる避難所の確保ができているのか、また、避難所の安全対策はどのようになっているのかとのご質問でございますが、原子力災害は、広範囲に影響があり、多くの自治体に対応していくことになりますことから、避難作業の主体は茨城県が担うことになります。今後、茨城県が中心になって避難計画の調整を行うことになりますので、具体的な対応策は、茨城県の避難計画策定を待つて講じていくこととなります。

次に、原子力災害における避難所は、コンクリートづくりの建物が適切とされており、学校の校舎などが該当いたします。原子力災害が発生した場合、避難は、まず屋内退避を基本として、あらかじめ定められた場所に参集し避難することが考えられますが、市外に避難する場合の避難所の安全対策や対応は、茨城県の避難計画策定を待つて対応策を講じていくこととなります。

次に、避難時の輸送手段の確保はどうなっているのかとのご質問ですが、避難する人の移動手段としてはバス輸送などが考えられますが、これらについても、先ほどご説明を申し上げました避難計画において検討していくこととなります。

次に、避難先が風下になった場合、風上に変更するなどして安全の確保が可能なのかとのご質問ですが、これらの件についても、今後、具体的な対応策を協議していくこととなりますが、原子力災害が発生した場合、国、県、市町村、関係機関が設置する災害対策本部において避難情報を各自治体に通報することとなります。そのことから、これらを踏まえ、市民に迅速に的確でわかりやすい情報を提供し、行動をお願いすることとなります。

次に、放射線の感受性の高い妊婦、乳幼児、幼児などの被爆の防止を優先した避難対策

が求められることについて、避難計画ではその対策ができているのかとのご質問でございます。原子力災害対策計画では、災害時要援護者等の避難誘導、移動体制等の整備の項目を設定し、市は、県の協力のもと、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するなど、原子力災害の特殊性に留意して取り組むこととなります。具体的な対応策といたしましては、災害時要援護者及び一時滞在者を適切に避難誘導すること、そのための情報伝達体制を整えること、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施に努めることとしたところでございます。

次に、生活弱者に対する対策として避難所の機能が確保されているのかとのご質問でございますが、避難所の環境は、生活弱者などの災害時要援護者にも耐えられる場所として体制を整えていく必要があります。原子力災害対策計画において、避難所の生活環境が常に良好であるものとするよう努め、プライバシーの確保、医師、保健師、看護師等による巡回、暑さ寒さ対策など必要な措置を講じるものとしております。

次に、緊急医療で、集中医療室に入室などの重症患者、在宅酸素療法、人工透析などの定期的な医療支援を受けている人に対する対策はどのようになるのか、また、老人介護施設入居者対策はどのようになるのかについてのご質問でございます。基本的には、病院等の医療機関の管理者及び社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害を想定し、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資器材の確保、避難時における医療の維持方法を検討した避難計画を作成していただくこととなります。

原子力災害対策の対応といたしましては、市民の避難の手段、方法、災害時要援護者の対応、病院の入院患者に対する避難方法など、これから検討していかなければならない課題は多く、原子力災害対策計画も随時改正し、対応していく必要があるものと理解しております。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

〔福祉部長 小松崎栄一君登壇〕

○福祉部長（小松崎栄一君） 生活保護制度の基準引き下げに伴う市民の生活支援策ということで、何点かご質問をいただいておりますので、お答え申し上げたいと思います。

生活保護制度につきましては、ことし1月に発表された社会保障審議会の報告書の内容を盛り込んだ平成25年度予算案が閣議決定をされ、国において議論をされているところでございます。

まず、夫婦、子ども2人世帯の生活扶助費の削減ということについてですが、今回の見直し案によりますと、生活保護基準額を3年間で段階的に見直しをするという内容になっており、それによりますと、笠間市における夫婦と子ども2人世帯の生活扶助費の変動については、現在の給付水準と比較しますと、25年8月において5,000円程度の減額、27年度以降については1万5,000円程度の減額になるものと推計をしているところです。

次に、保育料の減免措置を受けている世帯が受けられなくなる世帯はどれくらいいるの

かというご質問ですが、現在、生活保護世帯で保育所に入所している数は9世帯10人となっておりますが、保育料は、笠間市の保育料徴収基準によりまして、第1階層に区分され、ゼロ円ということになっております。

また、今回の生活保護基準の見直しによりまして生活保護世帯でなくなる世帯については、現段階では把握はできておりません。

次に、介護保険料の算定基準にある住民税の非課税世帯が改定によって課税された場合ということですが、それから、国民健康保険税の減免措置を受けている世帯への影響ということですが、生活保護基準額が引き下げられることによりまして一部影響があるものと考えられております。

生活保護費の引き下げをやめるよう国に要望すべきではないかというご質問ですが、今回の生活扶助基準額の見直しにつきましては、社会保障審議会生活保護基準部会の検証を経まして、年齢や世帯人員、地域差による影響を調整し、さらに平成20年の前回見直し以降の物価動向を勘案したものでありまして、制度の適正な運用をしていく観点からも基準額等の定期的な見直しは必要であることから、国への要望等については考えておりません。

続いて、介護保険制度の生活援助時間の改善、それから介護ヘルパーの待遇改善ということについてであります。笠間市における高齢者の推移ということになりますけれども、笠間市では、65歳以上の高齢者人口は、平成25年1月末現在で1万9,856人となっております。第5期の高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、平成26年10月1日には2万786人に、平成34年には2万2,761人になると推計をしております。

また、ひとり暮らし高齢者につきましては、平成22年では2,084世帯となっております。5年前より約30%増加していることから、今後も増加するものと見込んでおります。

続いて、介護ヘルパーの増員ということですが、介護ヘルパーの増員につきましては、これは事業者が行うものでありまして、市の役割としましては、介護職員の資質を高め、環境改善をすることで、魅力ある事業所づくりをしていくよう事業者へ指導するというようにしております。市では、サービスを提供する介護ヘルパーがすべて研修等に積極的に参加するなど、職員の資質向上を図るよう事業者へ指導をしております。

また、国からも、事業所等に対しまして、介護キャリア段位制度を実施するよう求められていることから、市でも事業者に対し当該制度を活用するよう働きかけてまいります。

続きまして、要介護認定者のうち、介護サービスを受けているお年寄りの現状についてということですが、地区別ということですが、平成25年1月現在で、要介護者認定者数は2,871名で、そのうち、介護サービスを利用している高齢者は2,424名でございます。地区別では、笠間地区が930名、友部地区が944名、岩間地区が505名で、45名の方が市外となっております。また、地域別の分類は行っておりません。

介護保険制度の改定が行われ、生活援助サービスに対する介護サービスの時間が短縮されたが、従来のサービスが受けられなくなった事態は把握しているのかというご質問です

が、平成24年4月の介護報酬の改定では、利用者ニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から、訪問介護サービスにおける生活援助の時間区分を、30分以上60分未満のサービスから20以上45分未満と、45分以上に区分する見直しが行われました。

本市においては、月1回、ケアマネジャー等介護保険利用者調整会議を実施しておりますが、従来のサービスが受けられなくなったとの報告はなく、市の窓口においても利用者や家族からこれらの相談は受けておりません。このことから、利用者の生活、身体状況にあわせて適切にケアプランが作成されているものと認識しております。

それから、ヘルパーの待遇の改善がされたのか、ヘルパーの増員が容易になったのかというご質問ですが、介護職員の待遇改善につきましては、平成24年度から介護職員処遇改善交付金制度から、安定的・継続的な事業収入が見込まれる介護報酬改定により対応されたところであります。待遇改善につきましては、事業者と介護従事者との間で決められるものでありますが、介護報酬改定によりまして介護従事者の待遇改善につながっているものと考えております。

施設の増設計画と、それから将来の増加に対応できるのかというご質問ですが、特別養護老人ホームの新設につきましては、第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で、待機者等を考慮した上で計画的に施設整備を進めているところでございます。

将来の高齢者の増加につきましては、平成27年度からの第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で検討していくということで考えております。

以上です。

○議長（小藺江一三君） 教育次長 塙 栄君。

[教育次長 塙 栄君登壇]

○教育次長（塙 栄君） 私の方からは、就学援助制度についてご説明をいたしたいと思っております。

就学援助制度についてでございますけれども、平成24年度は、児童生徒6,233名のうち679名、約11%の方が受給をしており、生活保護制度の基準引き下げに伴う就学援助対象者への影響につきましては、就学援助費は、生活保護基準額を参考にその支給基準を定めておりますので、生活保護基準額が引き下げられれば影響はあるものと考えられますけれども、国の制度の詳細が示されていないので、その影響がどのくらい生じるのか把握できていない状況でございます。なお、国では、生活保護制度の基準引き下げに伴う就学援助への影響を回避する方向で検討しており、今後とも国の動向を注視してまいります。

この要保護及び準要保護児童生徒就学援助制度は、経済的な理由により、学校で必要な費用の支払いにお困りの方を対象にその一部を援助する事業で、平成17年度から国庫補助負担金が一般財源化されましたので、要保護者を除いた648名に対しては、市の単独事業として実施しているところでございます。

就学援助の内容、支払い項目でございますが、医療費、学用品費、校外活動費、体育実

技用具費、共同学習費、修学旅行費、学校給食費、新入学児童生徒用学用品費等でございますが、質問にございました生徒会費、PTA会費、部活動費等につきましては、準要保護世帯については支給の対象外としているところでございます。

○議長（小藺江一三君） 横倉きん君。

○18番（横倉きん君） 生活保護基準の引き下げ、今答弁をいただきましたが、国保や介護、医療、保育、保育は市の基準でやっているということで、今19名のところ10名ということで、余り影響はないみたいな答弁がされました。

この生活保護基準の見直しで、今国がやっている基準の見直しといいますと、生活扶助費の検証結果ということで、今、夫婦と子ども2人で、前年度5,000円、25年度5,000円、その後1万5,000円ということで、2万円程度の引き下げということですが、この検証結果で出ているのですと、もう8.5%の引き下げが予想されています。

生活基準の引き下げというと、所得の低い人とあわせてという、そういう検証をしているということですが、この構造改革の中でどんどん労働者の雇用の破壊が進みまして、非正規労働者とか、そういう低所得者がふえています。今生活保護をもらっている方、もう本当に1割、ふえていますけれども、生活保護を受けてもいい人が、生活保護よりも本当に低い人がいます。それで、所得が低いからといって、どんどん生活保護基準の引き下げになりますと、これは日本の経済にとってもますます悪い方向に行くのではないかと。

子どもの子育て支援、少子化の中で子育て支援が叫ばれています。こういう中で生活保護、子どもがふえればふえるほど、1人ですと、今出ている試算ですと15万6,600円から14万3,300円、8.5%、夫婦と子ども2人ですと18万5,500円、全国平均ですねこれ、15万9,200円で14.2%も下がる。これは、やはり親の生活の困窮で子どもたちが、負の遺産というか、学習に対するそういう子どもたちへの影響というものがどんどん出てくる、親の困窮が子どもの人生にも影響を与える貧困の連鎖の克服が今課題となっているわけですが、それにも関わらず、逆にそれを助長するような結果を招くことになるのではないかと。

今、教育の経費についても、やはり少なるとは、かなり教育費もかかっております。そういう中で、やはりこの負の遺産を助長する結果を招くような、子育て世代直撃されるような、この生活保護基準改悪はやはりやめるべきではないでしょうか。

それと今、デフレ脱却ということで、物価上昇、今2%とっていますよね。灯油やガソリン、本当に生活必需品の価格が高騰しています。そういう中で生活直撃しているわけですね。それと、介護保険料も65歳以上がこの改定で課税所得になれば、介護保険が倍になるんですね。生活保護基準、非課税ですと0.5の保険料1カ月、それが1になると倍になってしまう。こういういろいろな社会保障制度の切り下げ、今まで恩恵を受けられていた人たち、生活保護をもらわないぎりぎりの生活をしてきた人たちに対するこの影響というののははかり知れないものがあります。

今、税と社会保障の一体改革、社会保障といって消費税を上げる、財政再建といって上

げるということを決めています。実施はどうか、やめさせる方向になればいいと思いますが。そういう中で、5%が将来10%になる。そうすると、この消費税というのは所得の低い人ほど負担が重くなる。そういう中で、こういうことが堂々とやられていいのか。やはり社会保障、憲法25条で示す生存権の、健康で文化的な生活を送る権利、その保障をやっぱりきちっと国も自治体も果たす必要があるのではないのでしょうか。

そういう点で、この見直しについては、市の現状というか、市民生活、笠間市でもなかなか購買力が上がっていません。お店へ行くと本当に売れなくなっている。やはり働く人の賃金を上げるような政策にいかないと購買力が上がりません。そういう点では、この生活保護の基準で税負担もどんどん、今まででかからなかった人もかかるようになってきます。これではますます大変になりますので、そういう点で、もう少し市民の生活実態を国や町としても改善をし、国にもそういう声をどんどん上げてほしいと思います。

それと、市長も、健康推進ですね、あと、生活を取り巻く環境の改善を言っているわけです。そういう点では、今、笠間市で就学援助制度、生活保護基準の1.3倍で基準をつくっているかと思うんですが、この生活保護見直しによって受けられる人ができなくなる、そういうことを考えれば、やはり生活環境を守っていく、そういうことからすれば、この1.3を1.4に引き上げる施策を考えては、検討されてはどうか、ぜひ、この辺を検討させていただいて、やはり子どもたちが十分な教育環境、経済的にも保障されて、健やかな成長を遂げるよう求めるわけですが、この1.4倍に検討する余地があると思うんですが、いかがでしょうか。

それと、いろいろ生徒会費、PTA会費が、2010年に部活動費、生徒会費、PTA会費が就学援助項目として追加されています、国では。笠間市ではまだ予算化されていない。ぜひこの辺も今後検討していただけるのか伺います。

それから、介護保険の問題です。介護保険でいろいろ、笠間市、岩間、友部ということを受けている人も高齢化がどんどん進みます。そういう中で、介護保険の家事援助というのは、やはり高齢者が加齢のために自分で生活できなくなった一部を補完してもらい、支えてもらう訪問介護ですよね。ですから、生活援助ということなんですが、単なる家事代行ではなくて、援助を通して後退している生活を回復させる意欲を引き出して、高齢者が生き生きとした生活を送ることができるように働きかける援助ではないかと思います。

前は1時間半が60分になって、今さらに45分になって、この中身、いろいろな問題余り出ていない、全然問題は出ていないというような回答でしたけれども、個別に聞きますと、やはり買い物してもらったら掃除してもらい時間がなくなった。それと、農村地帯でどういうふうになっているかと聞いたのは、調理する場合に食材がないと買い物するんですよね。でも、農村部は、スーパーが近くにあればすぐ買い物に行って調理できますけれども、お煮しめつくるにしても、サトイモ、ほかのものがちょっとないので、ゴボウがないのでといっても、買い物だけで15分、20分かかるんですよ。遠いところではそれで済みません。

そうすると買い物だけで調理までいかない。お煮しめも下ごしらえつくったら、味がしみないお煮しめです。そういうことが方々で出されています。

それと、一番、お年寄り、ひとり暮らしとか外に出られなくなっている人はヘルパーさんのコミュニケーションがすごく大事なんですね。それが生きがいですし、それがもう7割の人がコミュニケーションがとれなくなる。そのことはやはりお年寄りはよく聞いて、どういうぐあいを聞いてもらわないと、どういう援助が必要かもだんだんかわってきますし、そういう点では、やっぱり一番大事なコミュニケーションをとれる、そういう時間もこの介護の中ではちゃんと入っているんですが、それがなくなっています。

そういう点で、やはり45分というのはヘルパーさんにしてみれば物すごく、対話していたら時間がなくなる。仕事しながら対話というのがありますが、本当にバタバタしてやらないと間に合わない。そうすると受ける人は不満なんですね。で、トラブルが起きて納得しないので、結局、時間延長でやって帰る。逆に、働く人は移動時間ばかり長くなって、やっぱり待遇はよくなるらないというのが実態です。聞いてみますと。

そういうことで、これは見直しについて、やはり効率、効率といいますけれども、効率というとサービスを切っていく中身なんですよ。表には効率ってすごくいい言葉に聞こえるようになりますけれども、そういう点では、やはりこのサービス、介護援助というのは本当に自宅での生活をしている人にとっては大事なサービスですので、やはりこの辺の事情を、もっと声なき声をやっぱり聞いてもらいたいと思います。

ですから、そういう点で、笠間市として、持ち出しの部分で何かいい対策があるのか、援助ができるのか、そこも一つお聞きしたいところです。

それから、合併前なんですけど、40床特養をつくるといったときに、40床計画がありました。その中で、ヘルパーさんが集まらないんですよ。で、20床しかできない。そういう実態がありました。今度の計画でも70床つくる計画があります。やはりヘルパーさんが施設へ行くと、傾聴ボランティアさんなんかの話もちょっと聞いたりもしていますけれども、ヘルパーさんがすごくかわっているんですよ。本当に働く意欲があって就職しても、待遇が悪いとやめざるを得ないというのが出てきていますので、やっぱり働く人にとってもっと待遇改善というのが図られなければならないと思うんです。

去年の4月から保険料に含まれたんですが、ヘルパーさんの待遇をよくすると保険料がバンと上がります。ですから、その前は国が出していたんですが、そういう暫定期間がありました。それが2%程度だったんですが、保険料が上がるときに差し引きますと、それが1.2%ですから0.8%のマイナスなんですよ。ですから、この保険料にヘルパーさんの待遇は、保険料からかけるのではなくて、政府の社会保障の点からの支出を求めるよう、やはり国に大いに働きかけていただきたいと思います。ぜひその辺の回答をお願いします。

それから、原子力の問題です。

先ほど聞いてみますと、避難所はコンクリートということで、本当に、やっぱり外部被

爆、内部被曝を防ぐということにしたら本当に不十分、ちゃんとしなければいけないわけですが、ほとんど聞いたのが、県とか、これからの策定ということでやっていくということですが、そういう点では、避難所で冷暖房完備、そういうのもされるようにという指針であるようです。

移動の問題なんですね。昨年の12月7日に、宮城県石巻でやはり強い地震があって、津波警報が発表されました。高台へ避難しようとする車が相次いで激しい渋滞を起こしたんですね。約40キロメートルにも及んだと見られています。それは石巻市の調査で明らかにされました。

東海第二原発を取り巻く地域の環境といいますと、ひたちなか海浜公園あります、海水浴場もあります、水戸の偕楽園、それから笠間市でも陶炎祭やいろいろなイベントありますよね、菊まつり。多くの観光客が訪れることを考えますと、市民が緊急に安全に避難することは非常に困難ではないかと思えます。こういう点で、まだ策定はされていないようですけれども、バスとかということをいっていますが、もう渋滞になって、緊急に避難することが難しい、本当に非常に難しいのではないかと。その辺、まだ計画はできていないと思えますけれども、考えをお伺いします。

それから、県の中央病院とか、緊急医療センターであると同時に、放射線被曝の第2次医療センターに指定されています。ですが、30キロ以内に入っているわけですよ。そういうことも含めると、本当にこの問題もなかなか解決が難しいのではないかと思えます。

そういう点での安全確保というか、まだ具体的には決まっていなくても、どういう点で今問題になっているか、各項目で具体的に決まらないけれども、どういう問題が出されるか、まず、2回目の質問でお伺いしたいと思います。

○議長（小菌江一三君） 副市長田所和弘君。

○副市長（田所和弘君） 横倉議員の再度の質問にお答えをいたします。

原子力災害時の避難の手段等の確保についてでございます。今後、策定するという事になっておりまして、県の方も検討している最中でございます。

基本的には、車での避難というのが基本であり、あるいはコンクリートの中に屋内退避と。実際には、放射線が降り注ぐ中で、自動車での退避というのはなかなか難しいものがあるであろうというふうに課題としては感じてございます。このような点で、東北の災害と比べまして、やはり条件はかなり異なっておると思えます。こういった中で、東海第二から笠間市民を安全なところに避難させるにはどうしたらいいかということについては、本当に細かいところまで詰めないといけないのかなと思ってございます。

今後の検討となりますけれども、やはり細部を詰めていかなければ、だれが、どこに、どんなところに行くんだと、どういう立場の人が、あるいは避難するのが非常に大変な方に対して、だれがどう、どこに避難するかということについては、本当に個別に詰めていかななくてはならない問題というふうに感じてございます。

中央病院の話もございました。30キロ圏内にあるというようなことで、これについても非常に大事な問題であるし、人の生命にかかわることですので、綿密な計画を立てていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） 2回目のご質問で、国に対しての働きかけというか、引き下げをやめるべきだということで要望すべきではないかという再度の質問ですが、先ほど申しあげましたように、今回の改正につきましては、平成20年からの、前回からの見直しの、要するに修正を行うというのが一つの大きな目的というふうにも聞いておりますし、あわせて、生活保護の基準額は、最低生活を保障する水準を示しているといわれておりますが、国においては、今回の引き下げというか、改正に伴う影響については、平成26年度以降の税制改正での対応も検討しているというふうに聞いておりますので、それらのことについても注視をしていきたいというふうに思っております。したがって、国に対しての要望等については、現在考えておりません。

それから、介護保険の法改正に伴う諸問題についてご指摘がありましたけれども、法改正により実施されている事業については、適切に行われるよう、ケアマネジャー等の連携も大事にしながら、特にケアマネジャーに対する指導も地域包括支援センターの役割としてありますので、それらが適切に行われるよう今後も努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小藺江一三君） 教育次長埜 栄君。

○教育次長（埜 栄君） 先ほど生活保護基準の1.3倍云々という話もございました。私も、就学援助を支給する際の準要保護の認定に関しましては、例えば、住民税が減免されている方とか、非課税である方とか、児童扶養手当を支給されている方、これらについては、いずれかに該当すれば直ちに準要保護として認定されるわけですが、最後に経済的に困窮しているというようなことで、教育長が就学援助費用を特に必要と認める者という者に当てはまるかどうかを判断する基準として、本市では、内規として1.3倍未満というのを採用しているところでございます。

先ほどご説明したとおり、この準要保護に対する就学援助につきましては、現在、市の単独事業として実施されておるところでございまして、市の裁量で決めていくという部分でございます。生活保護制度の基準の引き下げに伴う影響がどのようなものであるのかというのをよく見ながら考えてまいりたいというふうに考えております。

それから、PTA会費、クラブ活動費、それから生徒会費等についてでございます。これらについては、先ほども申しましたとおり、それぞれの自治体単独事業として取り組んでいるところでございますが、全国的にもこれらを支給している自治体は非常に少ないという部分もございます。一応、理由としましては、例えば、PTA会費については、児童

生徒の教育活動に直接関係する経費ではないのではないかとというような部分、それから、クラブ活動費については、どのクラブにその子どもさんが入部するか否かは本人の自由意思というか、任意でございまして、個々のクラブ活動によって活動費用に相当なばらつきがありまして、また、この額の決定については、保護者等の後援者によって決定されているという事実から、例えば、定額支給をする場合等においても、額の決め方が非常に困難であるという状況であります。

それから、児童あるいは生徒会費につきましては、やはり学校の規模や生徒数によって相違がございまして、実際の費用についても、そう多額、高額なものではないというようなことから支給の対象としていないところでございます。

以上でございます。

○議長（小園江一三君） 横倉さん君。

○18番（横倉さん君） 就学援助制度の基準で、2010年度から部活動費、生徒会費、PTA会費がまだやっているところが少ないというご返事でした、それなりの理由が今答弁されたわけですが、部活動に、やりたくてもかなりお金かかるんですね。そういう点で、その部によって部活動費というのは、ばらつきかなりあります。そういう点で、その部活のどうしても必要な部分というのを検討してもらって、就学援助費の該当項目に入れていただければいいのかなと思います。

PTA会費も直接教育には関係ないということではないと思いますね。学校や家庭、地域が協力して教育を進めているわけですので、そういう点では、これはPTA会費も負担になって、お金が、低所得者にとっては大変な状況です。

この生活保護ということは、お金がいっぱいある人はどこでも節約でき、大丈夫なんです。ただ、もうぎりぎりの生活をしていると、冷蔵庫もだめになってくる、扇風機もだめになってきて買いかえたいけれどもといっても、一つ買えば3食を2食にすくことになっているということも聞いていますし、おつき合いもなかなかできない、そういう状況が出てきていますので、やはり人間的に本当に生き生きと生活できる最低限の保障ですので、そこをどんどん切り下げていくということは、これは生活保護を受けている人だけの問題ではないと思います。そういう点で、やはりこの生活保護の引き下げは、もう消費税の上げる理由も崩れているわけですよ。社会保障のために消費税を導入したわけですから、社会保障をどんどん切り下げて消費税を上げるというのは納得できないと思いますので、その辺、やはりこれは中止すべきだと思います。これは答弁結構です。

それから、内部被曝の問題で、今、原子力災害対策審議会で、5キロ圏から30キロ圏の住民の避難は1時間当たり0.5ミリシーベルトの放射線量が計測された場合、数時間以内に避難するとなっています。この線量というと、住民の帰宅困難地域の年間の放射線量が50ミリシーベルトと決められている基準に対して87.6倍と高い線量です。原子力災害対策審議会で、やはり市民の生命と財産を守ることが地方自治の一番の大事なものになっている

わけですが……。

○議長（小藺江一三君） 上手にまとめてください。

○18番（横倉きん君） 市長は現状を踏まえて、この原子力規制委員会の言っている100万人、30キロ内に、難しいということをぜひ報告、県に説明して、やはり困難だということをもう少しよく説明してやっていただけるよう、県に説明し、避難が困難だということをややはり市長はそういう場でよく説明していただけないか、ぜひ見解を伺います。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 横倉議員の質問にお答えします。

東海第二原発で、仮に事故があったときの、周辺自治体に約100万人の人口が定住しているという中で、100万人の避難、移動については、私は前から申し上げているように、非常に困難なのではないかなと思っております。

ただ、県では、そうは申し上げましても、その100万人をどう移動するかという今計画づくりをしておる最中ございまして、その計画を踏まえて、私どもも移動計画を作成していきたいと思っております。

県の方では、私の記憶が間違っていなければ、知事も移動については、非常に困難を極めるということは、何か記者会見で申し上げていたような気がいたします。

以上です。

○18番（横倉きん君） ありがとうございます。以上で終わります。

○議長（小藺江一三君） 以上で、横倉きん君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。11時10分に再開いたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を開きます。

次に、11番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

○11番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

東日本大震災から2年が経過しました。特に東電福島原発の過酷な事故は、2年たった現在も31万人以上の人たちが帰ることもできずにいる現状を見ると、原発に頼らないことを最優先に、再生可能エネルギーの活用が今こそ求められているのではないかというふうに言えます。

今、原発の過酷事故を前提とした対策が必要として、笠間市防災計画がつくられようとしております。災害対策があるから原発が安全であるということの保証にはなりません。原発は再稼働せず、廃炉にすることが第一の安全への道だというふうに私は考えます。

私は、これまでもこの問題を一貫して取り上げてきました。地方自治体が地域の住民の

安全・安心を守り、健康都市を宣言している笠間市が、豊かな自然の中で、住んでよいまち、訪れてよいまちを実現するために、以下の質問をいたします。答弁をよろしく願いいたします。

この原子力災害予防計画の問題ですけれども、国、県からは全体像が示されていないというのが今の現状ではないでしょうか。私は、この3月13日の新聞によって、県のこの計画がどのようなになっているかということを知りました。

県は、12日に県の防災会議を開いて県の方針を一応決定いたしました。さらに、笠間市の場合は、2月の26日に第3回の防災計画を行いました。その場で計画が了承されました。これまで議会に対しては、昨年9月か10月に、この資料2というので防災計画の日程だけ示されました。具体的な内容については、今まで一度も議員に対しては、こういう計画をしている、こういう話が進んでいるという計画は一切ありません。いわゆる私たちは何も知らずに、ただ、こういう新聞報道を見たときに、ああ、こんなに進んでいるのかということしかないんですね。

それで、この計画を見ますと日程がありますね。国、県、笠間市と。3月の第4回笠間市防災会議で原子力災害対策計画編の決定をする、こういうふうになっているんですよ。私は、まず、このような計画があることはこういうことでわかりますけれども、実際その中身がどうなっているのか、どういうふうなことが審議されて計画として反映されているのかということ、まず第一番に示していただきたいと思うんですよ。

私は、2月26日の第3回の開催について、回覧で知りまして傍聴に行きました。3人傍聴者がいました。そのときに、そこで討議されている資料をくれと言ったんですが、いただけませんでした。全然なくて、紙ぺら1枚ぐらいで、あの報告を聞くというのは至難のわざですよ。1時間ぐらい早口でダーッと担当者がやっていたけれども。私はその前にこの県の計画というのを持っていましたから、読んでいたので大体これを追っていけば、ああ、これと似たようなことが書いてあるなという点ではわかりましたけれども、実際、市がどういうふうな計画を今やっているのかということが全然わからない。これには参りましたね。いろいろ、この新聞が出て以来、何人かの方から「どういうことだ」という質問が来ているんですよ。知らないというふうにしかならないんですよ。

2月の26日に行いました。しかし、国が今具体的に示しているのは、3月の18日までにいわゆる30キロ圏の市町村すべてがこの防災計画を決定しろというのが方針なんですよ。それには原発再稼働の一つの条件だと、こういうふうに言われているんですよ。これは笠間市だけの問題じゃなくて、昨年の10月の中ごろに政府が発表した、いわゆるシミュレーションで発表した、この40キロ圏ですね、原発の危険の問題について、それぞれの原発の全部のこういうシミュレーションが新聞に出て、皆さんも知っていると思いますけれども、そのときに、30キロ圏の問題よりも、40キロ圏を超してもそういう被害があるというふうなことをいわれて、いろいろ物議を醸したあれですね。

殊に、入力したデータが間違っていたということで何回も訂正されたということで皆さんも記憶に新しいと思うんですけども、こういうのを見ていくと、果たして今つくられようとしているそれらの問題というのを、防災計画をどういうふうに理解したらいいだろうかと。計画をただこういうふうに冊子にただけでは役に立たないわけですね。

それでこの問題について、私もいろいろ、講演会だとかいろいろなところに勉強に行ったわけですけども、県は、実際には40のパターンを今計画しているんですよ。それは2月5日と15日に、県との話し合いを持たれた団体があるんですね。東海第二原発の廃炉を目指す署名運動をやっている県民センターがありますけれども、そこがやっているときの回答の中に、話し合いの中で明らかにされているんですね。4月じゅうに40のパターンを示すと。それによって避難計画、どこへ行くかという計画も示すということになっているんですよ。そういうことが反映されて、3月18日にどうやって決定するのか、不思議でしようがないんですよ。

それで、いろいろ聞いていくと、いろいろ改定されたことが出てきて、6月までかかるといっているんですよ、県も。6月いっぱいですね。そうすると、今県のパブリックコメントが行われていますね、いろいろな人に聞いても全然知らないですよ。2月の20日から今月の15日かな、それまでかけて、コメントして、3月の26か27日ごろに、3月の末に県は防災会議をして最終決定をするということになっているわけですけども、先ほど言ったように、この避難計画の40のパターンというのが出ないと具体的な避難計画は出てこないということに今なっている現状なんですよ。

しかし、計画はいろいろな段階でつくっていかなければならないというのわかりますけれども、私はこういう計画を、計画をつくってこういう冊子になってもしょうがないんですね。殊にこの問題というのは避難の問題がありますから。そうすると、市民にどういうふうに知らせていくか。私にきのうも夜電話を掛けてきた人がいますけれども、わからない、市の計画を私たちは見たことないよとしか言いようがないんですよ。だけれども、新聞紙上等に、この間、24日か何かの朝日新聞にでかく出ましたね。その防災計画がどうなっているかということで。ほとんどのところできてない。笠間市はどうなっているんだろうというふうに思う人は、それは多く出てくるんですよ。

私は、この計画は、まだまだいろいろ手を加えたりなんかしてやっていかないと、完全なものにはならないだろうというふうに思いますけれども、市民に意見を求めるなら、そういうふうなことまで含めた計画というのを示して意見を求めなくちゃいけないだろうというふうに思うんですね。

先ほど言った、去年の、いわゆるこれですね、全協に示された資料2というやつ、これを見ると、大ざっぱに言うと、もうパブリックコメント実施しているんですね、笠間市も。これ、皆さん見ていると思う、ここにちゃんとパブリックコメントやるということになっているんですよ。これ、やったんですか、どうですか、私もわかりませんが。これ

で見ると、この図解でいくと、ことしになってやっているというふうにとれるんですよ。

それと、この防災計画というのは、必ずしも議会にかけなくてもいいんだそうですね。いろいろ聞いていったら。議会にかけない、議会には報告。しかし、議員として私たちはこれがどういうふうなあれかということのをちゃんと報告してもらって、私たちも十分知らないと実際には動かないと思いますよ。私は、その辺がこの計画の仕方の一つの大きな問題だというふうに見て、今回もこの問題を取り上げたわけですけども。現状がどうなっているのか。それで、次の防災計画、この間、第3回で決めたわけですね、一応。改定案を。それは持っていませんけれども、果たしてそういうふうな、いろいろな段階での県や国からそういう方針がかわって出てきたときに、それどういうふうに反映していくのか。そのために防災計画はやるのか、そのためにパブリックコメントと称することをやるのか。そんなことやってられないと思うんですけども。

これは本当に、私は、市の担当者も困り果てていると思うんですよ。実際にはなかなかそういう細かいことを。殊に、この問題は、ただ市内の問題ではなくして、隣の市町村から県境を越えたところまでこういうふうに影響する計画であるわけですから、早く県がそういう方針を出して、国もそれをどういうふうに見るかわかりませんが、その上で、40パターンをつかった上で、そのパターンに沿って避難計画をつくるというのが県の方針ですから、この県の今回の決められたのを見ても避難計画一言も書いてない。これは本当に驚きますよ、見たら。だから、その辺のことを踏まえて、これからどういうふうに市としてこの避難計画というものをつくり上げるのか、それで、さらにその問題を市民にどのように周知徹底するのかということ、私はまずお聞きしておきたいというふうに思います。

二つ目に、エコフロンティアの問題について、お聞きしたいと思います。

毎回取り上げてあれですけども、今エコフロンティアというのは、一般産業廃棄物の最終処分場としてつくられたわけですね。いろいろな資料を見ても、今こういう「エコフロンティアかさま利用の手引」というのがありますけれども、処理しか出てこないんですよ。

ところが、私が今問題にしたいと思うのは、24年度の監視委員会に出された資料ですね、第5回と第10回の監視委員会の報告書、こういういろいろな資料出ましたけれども、そこに特定有害産業廃棄物の種類と基準というのが出てきたんですよ。これはいろいろ調べてみれば前も出てきたかもしれませんが、これには驚きましたね、これ、どういうことだろう。特定産業廃棄物というのは何を意味するのか。なぜ、こういうところに出てきたのかが不思議でしょうがないんですよ。それで、特定産業廃棄物とは何を指すのかということなんですよ。事業団に行って聞いたら、課長さんが、「えっ、そんなことが書いてあった」って言っていましたからね。何を言っているんだと言いたくなりますけれども、あそこの門の看板を見ても、特定産業廃棄物云々という言葉ないですね。汚染された土壌や

なんかの看板で三つ出ていますけれども、いわゆるそういうふうに特定の産業廃棄物を扱う施設じゃないんですよ。

それと、この中に出てくる「廃棄物の受け入れについて」という、こういう表ありますね。この一番下にはこういうふうに書いてある、注意事項、いろいろ書いてありますけれどもね、廃酸、廃アルカリ、動物のふん尿、死体、揮発性・毒性のある廃棄物、PCB、放射性物質及びこれによって汚染されたものは受け入れできないと書いてあるんですよ。

私は、有害云々というこの表を見たときに、それに匹敵するんじゃないかなど。これ私がつくったものじゃなくて、ずっと配布されているやつですからね。一番先に出たのはこの何倍もあったんですけども、今はこれしか、ここにありません。次の受け入れ基準のところにもちゃんとそういうふうに書いてある。

皆さんも、去年、利根川で化学物質が汚染して、水源が取水できなくて大騒ぎになりましたね、千葉県とか埼玉で。ああいうふうな物質を僕は指すんじゃないかと思うんですよ。受け入れ基準、さっきのは埋め立てですけども、熔融処理対象物というところにも、さっき私が読み上げた項目というのはちゃんと書いてあるんですね。こういうふうなものを受け入れる施設にはなっていないということを示しているわけですね。

それで今回の、私たちももっと早くちゃんと気づけばよかったんですけども、その資料を見たとき、これはどういうことかというふうに驚いて今質問しているわけですけども。これが、ことしの第5回と第10回に配られた、こうなっているんですよ。これね。これ、見たことあると思うんですね。この上に「特定有害産業廃棄物の種類と基準」とあって、この黒塗りは何だろうというのが疑問なんです。何で黒塗りにしなければならないかと。検閲していなかったら白くやっておけばいいわけであって、搬入していなかったら何も黒くする、わざわざ黒にするということは、ここに何か文字が入っていたわけですね。これ第5回と10回。私はこれはね、実に不思議だと思っているんですよ。そういうふうな特定の危険性のある物質を、あそこの下水処理場、汚水処理施設は、そういうのを処理できない施設なんですね。ましてや下水道へ入れて、友部の下水処理場へもっていっています。あそこにはそういう施設ないわけでしょ。これは実に摩訶不思議で、なぜこういうふうなことをやるのか、その辺のことについて、市としての見解というか、どこまでこういうことを承知していたかとも含めて私はお聞きしたいというふうに思います。

それと、三つ目に、森林湖沼環境税ですね、これは3月の議会ですか、前回の議会かな、茨城県で5年間延長されました。県民税に1人1,000円上乘せするというやつですね。霞ヶ浦その他の湖沼のあれを守るためにやるということで始まっているわけですけども、それを使って今いろいろと笠間市でも山林の間伐、その他手入れが行われているんですね。それがだけれども、どこで行われているのか、私の住んでいる福原でもやっているらしいという話は聞くけれども、具体的に全然見えないんですよ。何ヘクタールやったという話によく聞きますけれども、地域の人たちが全然知らないで、何のためにやっているのかわ

からない。その辺のことを明らかにしていただいて、1回か2回手入れしたら森林は済むということではありませんから、今後どのように森林を、笠間市として豊かな自然云々というふうには私は主張しましたがけれども、そういうことのためにも、ぜひとも森林の手入れの問題というのを長期的な観点で、これは私有林が多いからいろいろ問題あると思いますけれども、その辺のことをどのように考えているか。

それで、森林の保護というのは、河川の問題なんですね。河川の川底がどうしようもないというのが今あちこちに見られるんですよ。私もいろいろ歩くと、ヨシがこういうふうには、アシがですか、2メートルもふいて、もう川の堰堤よりも上に出ているところ幾つもあるし、私のところの稲田川も大分2メートルぐらいのが生えていますけれども、そういうことがあって、都市災害というか、都市水害が起きるんじゃないかと。やはり、そういうことも考えると、森林湖沼環境税をどういうふうにも有効に使っていくか、それをどういふふうにも長期的にしていくのかということも含めて回答をお願いしたいと思います。

第1回目の質問、よろしくお願いします。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。

副市長田所和弘君。

〔副市長 田所和弘君登壇〕

○副市長（田所和弘君） 鈴木議員の質問にお答えをいたします。

初めに、県は、市町村の避難計画を40パターンのシミュレーションによって策定しているが、どのような内容かとのご質問でございます。

この避難方法などの具体的な内容につきましては、まだ茨城県から示されていない状況でございます。

次に、笠間市が策定した地域防災計画の市民に対するパブリックコメントについて、計画の内容がわからなければパブリックコメントは不可能ではないか、また、計画の内容を市民にどのように周知徹底するのかとのご質問でございます。

原子力災害対策計画へのパブリックコメントにつきましては、2月26日の防災会議でご了承いただきました計画案につきまして、笠間市ホームページ及び市役所、支所、公民館、図書館に備え、3月21日から市民の皆さんに周知をして、ご意見をお願いしたいというふうを考えてございます。

また、周知方法につきましては、既に決定しております風水害対策、地震対策とあわせて、パンフレットなどを作成いたしまして、市民の方に災害に対する心構えや災害時の対応などを周知してまいりたいというふうと考えてございます。

さらには、出前講座など、機会あるごとに災害に対する備えにつきまして説明をしてまいりたいというふうと考えてございます。

○議長（小藺江一三君） 市民生活部長小坂 浩君。

〔市民生活部長 小坂 浩君登壇〕

○市民生活部長（小坂 浩君） 11番鈴木議員の質問にお答えいたします。

エコフロンティアかさまの入り口の看板に、特定有害産業廃棄物と表示があるが、平成24年度からこの表示している理由はなぜかとのことですが、特定有害産業廃棄物は、産業廃棄物のうち、特に爆発性、毒性、感染性が高い廃棄物であるアスベスト等が廃棄物処理法で定められております。

エコフロンティアかさまの入り口の表示板につきましては、議員ご指摘の特定有害産業廃棄物ではなくて、特定産業廃棄物と表記が追加されてございます。この特定産業廃棄物は、福島第一原発事故以来、放射性物質に汚染されたおそれのある区域の廃棄物、焼却炉で発生したばいじん等が放射性物質汚染対処特措法で定められております。このため、特定産業廃棄物をエコフロンティアかさまにおいて受け入れをし、処理するため、放射性物質汚染対処特措法、全面施行の平成24年1月から表示されております。

なお、エコフロンティアかさまで受け入れている特定産業廃棄物は、溶融処理については4,000ベクレルパーキログラム以下、埋め立てについては8,000ベクレルパーキログラム以下で、法令の基準内のものを受け入れております。

次に、エコフロンティアかさまは、特定有害廃棄物の受け入れ施設ではないのではないのかということですが、茨城県環境保全事業団では、平成17年7月20日付で、茨城県から廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物処理に係る許可を受けており、その許可を受けて処分できる種類に特定有害産業廃棄物が含まれていることから、エコフロンティアかさまは、開業時から中間処理として受け入れができる施設となっており、受け入れた特定有害産業廃棄物は、法令の処理基準に従い適正に処理されております。

なお、先ほど中間処理と言いましたのは、特定有害廃棄物の処理方法についてそう明記してあるということでございます。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長神保一徳君。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

○産業経済部長（神保一徳君） 11番鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

豊かな自然環境を良好な状態で次世代に引き継ぐため、平成20年度から5カ年にわたりまして、森林湖沼環境税を活用し、森林の保全、整備や湖沼、河川の水質保全に取り組んでまいりましたが、森林湖沼環境税の課税期間が平成29年度まで延長されたことに伴いまして、引き続き森林の保全整備に取り組んでまいります。

市といたしましては、これまでの5年間に、森林湖沼環境税を活用した森林整備の4事業といたしまして、森林機能緊急回復整備事業、これがすべて合わせますと約305ヘクタールの間伐でございまして、例えば、24年度ですと、福原地区、笠間地区、上加賀田地区、片庭地区、鯉淵・住吉地区などの事業を実施しておりまして、5年間で各地域広い範囲で事業実施しているところでございます。

次に、身近なみどり整備推進事業ということで、これは約24ヘクタールの通学路等の平地林の整備を行っております。

また、いばらき木づかい環境整備事業ということで、市内4カ所の木造公共施設の整備にこういったものを使っております。

また、子どもの森づくり推進事業ということで、5年間で2カ所、岩間第一小学校、稲田小学校の森林教育環境の整備にこういった事業を使っております、この事業費合計ですと1億2,400万円分の事業を実施するなど、豊かな森づくりを推進してまいりました。

今後とも、森林湖沼環境税を財源とする補助事業の活用や森林整備計画の見直しを行い、森林の持つ公共的機能の回復保全や河川の維持、荒廃防止を一層図ってまいります。

また、下水道事業につきましては、高度処理型浄化槽設置と単独処理浄化槽撤去に補助金を交付し、合併浄化槽の整備を進めてまいりました。また、公共下水道事業と農業集落排水事業の排水設備設置工事に補助金を交付し、接続率の向上に努めるなど、これまでの5年間の森林湖沼環境税を含めた全体事業費、合計約6億2,400万円の事業を実施しております。

今後とも、森林湖沼環境税の5年間延長によりまして、来年度も合併浄化槽整備事業、公共下水道事業接続支援事業、農業集落排水施設接続支援事業の実施を予定し、さらなる合併浄化槽の整備と下水道の接続率の向上を図り、生活排水による水質汚濁防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君、2回目の発言をどうぞ。

○11番（鈴木貞夫君） 今、答弁いただきましたけれども、殊にこの防災計画の問題ですね、3月18日までにどういう形で決定するんですか。この間、私、26日に行われた第3回の防災会議に傍聴に行ったと言いましたけれども、大体ここにいたメンバー、ほとんどそのメンバーに入っていたと思うんですね。

ただ、私、あのとき思ったのは、原子力アドバイザーという人がいるんですね、一応、委嘱しているか何か。あの人は入っていないんですか。専門的な知識を持っているということで来るならば、こういうふうな防災計画の中で、放射能の問題なんかについて、専門的な知見で、どういうふうに影響を与えるか、どうなるかということをやはり反映させていくことも必要じゃないかというふうに私は思ったんですよ。あのときたしか入っていませんでしたけれども。議会から議長が入っていましたけれども。30何人の委員さんでやったわけですね。これ、実際に18日までに決定するんですか。それを聞いておきたいと思うんですよ。

ただ、決定する場合も、さっき言ったように、県が4月の段階でシミュレーションして云々というならば、一番市民が知りたい部分というのは全然抜けちゃうんですよ。この県の計画を見ても、その部分は避難するくらいしか書いてない。警察が交通整理するとか、

JRは時間通り運行するなんて書いてありますけれども、警察のこともちょっと書いたりなんかするけれども、それは当たり前のことじゃないかと。それよりも、そういうふうな事態になったときに、どういうふうにするかということが、私は一番市民の知りたいことだと思うんですよ、具体的に。

県は先ほど言ったように、話し合いの中で7,000台のバスを動員すると言っているんですね。7,000台というのは営業用のバスもありますけれども、幼稚園だとか、病院だとか、送り迎えをしているバスまで入れて7,000台だというんですよ。それで、1割から2割は、90何万人といたら約20万ですね、自家用車だというんですよ。自家用車で避難するというふうにいっているんですね、担当者が話し合いの中で。これは私は大変なことだと思うんですね。バスがそういうふうにあったとしても、緻密な計画を立てたら、例えば、笠間市には何台来るのか、どうなるのかと。どの地域の人はどこへ行くのかと、これは大変な作業で、しかし、大ざっぱにでもそういうふうなことが決められなかったら、私は何とかコメントというのを出せないと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

それで、先ほど横倉さんの質問の中にコンクリートの話ありましたね。コンクリートのあるところに避難すると。ところが、県のこの防災計画ですね、12日に決めた、これを見ると改訂版にはコンクリートのところは全部抜けているんですよ。コンクリートについての条項が。そういう事故が起きたときにすべての人が一度に行けないから、1日2日はそこで待っていなけりゃならない。その場合は屋内へ避難すると。だけど、その屋内というのはコンクリートでつくってなきゃだめだを書いてあるんですよ。それで、原研だとか何とかがそういう施設をするというふうにも書いてあるのが一番先の原稿のあれに出ているんですけれども、だけれども、今度あれした文章を見ると、それがそっくり抜けちゃっているんですね。今、笠間市にコンクリートで避難するなんて場所ありますか。コンクリートで覆ったとなったら、空気をちゃんと入れかえるためのそういう施設がなきゃ、開けておいたらだめなわけでしょう、窓やなんかは。そういう計画があったけれども、それは全部抜けているんですね。これをずっと見ていくと。

だからね、うっかり、改訂版だからよかったなんて思っていられないところが多々あって、実に疑問に思うところもあるんですよ。これぜひとも、これに沿って笠間市もつくっていると思うんですね。それで、この間26日にやったときに、いろいろな幾つかの意見できました。それを加えて、いわゆる新しい決定版というのがもうできているんじゃないでしょうか。それを私たちに配ってほしいと思うんですよ。全然知らないでしょう、だれも。もちろん市民も知らなければ。先ほどいろいろなこういうふうやってやるというのがありますけれども、決定してからはこういうふうダイジェスト版なりなんなりつくってやらないと、とてもじゃないけれども、これ読んでいたら前のこと覚えられない、全然忘れちゃうぐらいのページ数もあるわけで、そういう点をやって周知徹底するということがまず私は今後求められると思うんですよ。

もちろん、これをつくったから、それですべて安心だというわけにはいきません。それはそういう事故が起きないということが前提に考えなければいけませんけれども、今に再稼働するかもしれないというような事態が起きた場合には、そういうようなことを取り入れていくと、つくっていくと、市民にもやはり周知徹底して、殊に議会についてはやはり示してほしいと思うんですね。

いろいろこういうふうには新聞で報道されて、私たちはそれでしか知らない。それで、質問来たときに、知りません、新聞に書いてあるとおりでなんて言ったら、それはみんな怒りますよ。何やってんだって二、三人の人から言われましたけれども。やはりその辺のことを。それで、県西の11市町と災害協定を結んだというのも新聞で知りましたが、こういう積極的な周辺の市町村と連携をとっていくということは私は必要だと思うんですけども、中身はこれでは知らないんですよ、具体的な中身は。これは要点だけ書いてあるからこれだけ知ればいいのかとも思いますけれども、やはりそうではなくて、議員に対してもそういう点を私は示していただくことがこれから必要になるのではないかとこのように思うんですよ。

殊に、原子力災害の問題というのは、厳しい事態に、もしなるとすれば、大変なことであるわけで、ああいう福島何か見ても、越していったところが、避難していったところがすごいあれで高濃度に汚染されていて、すぐに動かなきゃならないということもあったわけですからね。それで、やはり40種類のパターンをつくって、どういうふうな気候のとき、どういうふうな条件で、どういうふうになるかということをお県は一応求めているというふうに私は思うんですが、どうなんですか。そういうことを、出た後で盛り込んだ計画を出して、市民に、最終的には、それ出なきゃ決まらないということでしょう。幾ら18日、来週になりますけれども、あと1週間もありませんけれども、18日までに国が決めるといわれたからって、じゃあ、これですって中途半端なものを決めるわけですか、どうなんですかね。私はその辺も、余りにも急いでつくるのは再稼働の一つの条件だということをはっきりしているわけで、そういうことを思うと、市民にちゃんと知らせて、じっくりした計画をつくると。多少時間かかったとしても、みんなが理解できるようなものをつくらなかったら役に立たないだろうというふうに思うんですけども、その辺の見解を一つ伺っておきたいというふうに思うんですよ。

いろいろな資料いただいたりあれして、いろいろこういうふうに見ていくと、この防災計画の矛盾というのがいろいろ出てくるわけですけども、それをすべてここに取り入れてつくるっていうわけにはいかないでしょうけれども、県からは、そういうふうな40パターンでやると、こういうふうな条件で、こういうふうな計画でやろうと思っているということも一言も来ていないんですかね、どうなんですか。それで、4月にいって、3月18日までに計画つくっていったって、それは無理な話でしょう。私はその辺が全然わからないんだ。

それで、私は、その話し合いの、懇談みたいな話し合いの席上には出ておりませんが、メモをもらったんですよ。原子力災害対策計画策定に関する県担当者懇談ということでメモをもらったんですね。そこにいろいろなこと書いてあるんですよ。シミュレーションの問題だとか、車7,000台だとか、どういうふうにするかとか、いろいろなこと、ここに書いてあるわけですね。細かく何十項目にわたって、いわゆる私たちが知りたいことが結構書いてあるんですけども、私は県としても、こういうふうな県の計画があるから、それを取り込むようなことで計画を立てておいてほしいということ、当たり前だと思うんですね。それについてちょっと、18日に決めるかどうか。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 鈴木議員の質問にお答えをいたしますが、国の方は、計画書を3月18日ということで申しておりますが、先ほど答弁しましたように、市としては、3月21日からパブリックコメントにかける予定でございますので、3月18日までに計画決定は無理であります。

計画決定を国が示した後も、いろいろ国や県の、国の考え方が県に行き、県から市に来るわけですが、国のいわゆる計画づくりのいろいろな条件が示されていないがゆえに、県の計画づくりもおくれていると、そういうふうには私は理解をしておるところでございます。

こういう災害計画でございますので、いろいろ後から計画の変更等も出てくることは、当然予想されますので、市としては、防災計画の原子力災害編の見直しについては、防災会議を必要であれば開催して、そこで議論していただいて、計画の変更というのも当然あり得るというふうには考えております。

今回の避難計画そのものは、広範囲に、仮に事故が起きた場合に広範囲な対応が必要になるということで、県が、また国が中心になって避難計画等の作成をしておるわけでございますので、我々としては、市で単独の避難計画というのは当然つくれないわけでございますので、先ほど申し上げましたように、その計画に沿ってしっかりとした計画をつくっていききたいというふうに思っております。

それとあと、鈴木議員ちょっと誤解をされているところがあるかと思うので申し上げておきますが、県西11の市町村の災害協定については、全協の中で災害協定の写しを配付をさせていただいております。

以上です。

○議長（小藺江一三君） 3回目、どうしますか。

○11番（鈴木貞夫君） 一言言いたい。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君。

○11番（鈴木貞夫君） 大体、方向はわかりました。だけど、この問題は大変なことだ

と思うんですよ。やはり議会にも、21日からパブリックコメントをするなら、こういうことでやるという文書をやはり出してほしいと思うんですね、議員にも。

私たちがそれを知って、市民から聞かれたときにこうなっている、ああなっているという話をしなきゃならないということもあるので、その辺だけを要望して、私の質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 回答はどうですか、いいですか。

○11番（鈴木貞夫君） いいです。

○議長（小藺江一三君） 鈴木貞夫君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。午後1時より再開いたします。

午前11時52分休憩

午後 零時59分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を開きます。

15番萩原瑞子さんの発言を許可いたします。

○15番（萩原瑞子君） 15番萩原瑞子でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、今期定例会初日に、市長から、25年度における施策を重要施策を初め主要な施策の概要、総合計画に基づく6項目の方針が約1時間10分を要して表明され、予算編成においては、市の将来を見据えた長期的視野に立ち、効率的で実効性の高い行政運営を目指したものとしております。各部局においては行き届いた内容であると思われれます。執行部の方々への実行へのご努力を期待いたすところであります。

それでは、質問に入ります。

平成24年度施政方針の中から、重要施策並びに事業について、この1年間における進捗状況及び成果についてお伺いをいたします。

一つといたしましては、定住化対策の中から、少子化対策、子育て支援における乳幼児医療費助成についてであります。

少子高齢化の急速な変化に、国、各自治体はあらゆる施策を立てて対応している現状です。笠間市は、24年度においても子育て支援を重点施策として取り組んでおります。このような中で、25年度の予算において医療費助成対象を中学3年生まで拡大したことは大いに評価すべきことであります。

しかし、笠間市民であり、日本の宝である子どもたちを支援していく上で、保護者の所得により差別化している現状を改め、公平公正に一人の子どもとして平等に支援する話し合いはなされなかったのでしょうか。今後、所得制限を廃止する方向性を考えていくべきではないかとの思いでご見解をお伺いいたします。

二つ目といたしましては、住環境の整備における景観研究事業についてであります。こ

の事業は、地域の活性化及びさらなる笠間市の魅力向上を図ることを目的としております。今年度における活動内容と成果をお伺いいたします。

農業支援施策の中でありますけれども、担い手の育成についてであります。農業振興の一つとして、将来の担い手となる就農者の育成、農業後継者への支援の状況をお伺いいたします。

三つ目として、活力ある産業の中から旅行商品開発についてであります。JR東日本とタイアップした小さな旅「いわき・ときわ路夢街道」、また、笠間市独自の体験型旅行プラン等、観光協会と連携を図り、観光客の取り込みを図ってきました。去年は、市外の中学生の宿泊学習を受け入れ、初めての誘致ながら大きな成果を得たと思われまふ。今年度の旅行商品開発にはどのような取り組みをされたのか、成果は見られたのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、がんばろう！がんばっぺ！笠間市商品券についてであります。

去年に引き続き、今年度も事業の支援をしてきました。2回の事業を通して、経済効果、市民のメリットをどのようにとらえておりますか。25年度においても支援の予算措置がされました。結果をどのように期待しているのでしょうか。また、支援金の額について、どのように査定されたのか、お伺いいたします。

四つ目といたしましては、緊急体制について。今年度の緊急体制については、救急隊員が行う応急措置の質の向上に努め、一般市民による応急手当の普及啓発を目的とした救命講習会を行い、救命率の向上を図っていくとあります。3.11の東日本大震災から、地域によるきずな、助け合いの精神が見直されています。いつ、どこで起こるかわからない災害、事故において応急手当の必要は不可欠であります。一人でも多くの方が応急手当を習得することにより、大切な命を守ることができるものと思ひます。市民による救命講習会を数多く行っていくべきではないでしょうか。今年度は、講習会を何回開催し、何人が受講されたのか、お伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わりにいたします。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。

保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君登壇〕

○保健衛生部長（菅井 信君） 15番萩原議員の少子化対策、子育て支援における乳幼児医療費助成についてお答えをいたします。

医療福祉制度については、昭和48年1月1日から発足した老人福祉法の一部改正による老人医療費支給制度と並行して、各種の医療費無料化施策、その他の福祉政策についての住民の要望が急速に高まりつつある中、この要望にこたえるため、国及び地方公共団体の果たすべき行政の領域も急激に増大しつつあり、特に罹患率、死亡率の高い乳児、社会的・経済的・精神的に負担の多い重度心身障害者及び寝たきり老人等の医療費負担の問題につ

いて、早急に解決しなければならない問題となっております。

本来、これらの施策は、基本的には国が統一した制度として確立すべきものでありますが、茨城県においては、市町村とともにこれらを促進する立場から、昭和48年に、県が2分の1、市町村が2分の1を負担する事業で助成措置が講じられたものであります。

この医療福祉制度は、次代を担う子どもを健やかにはぐくみ育てる環境づくりの一環として、乳幼児の健康の保持・増進を図るため創出され、以来39年が経過し、その間3回にわたり対象年齢を拡大するなどし、制度等の充実を図ってきたところであります。

所得制限につきましては、県における社会福祉制度専門調査会の答申により、昭和52年1月、所得水準の高い階層に対して制度の適用を制限するため、所得制限が導入されました。当時は、社会保障等において給付の改善が進んだこと及び福祉施策の選択的かつ重点的拡充の必要性について配慮したものであります。

所得制限の基準額は、393万円に扶養家族1人につき30万円を加算する段階的な設定となっており、これは所得税法上の給与所得控除後の額でありますので、例えば3人世帯で扶養家族が2人の場合においては、所得で453万円、給与収入に換算しますと年収で約633万円となります。

本市の単独助成事業においては、他市町村に先駆けて乳幼児の受給者だけでなく、妊産婦、重度心身障害者、母子・父子家庭の受給者の外来、入院、入院時食事代の自己負担分についても助成をしており、県内では、受給者への単独助成事業としては他の市町村より充実しているところであります。

また、平成22年10月から、茨城県の制度において、小学校3年まで支給対象年齢の拡大にあわせて、笠間市では独自に低所得者対策に加え、子育て支援及び少子化対策として小学4年生から6年生まで支給対象年齢を拡大してまいりました。

さらに、平成25年4月からは、中学3年生まで今回拡大するものであります。この間、所得制限の撤廃について検討しなかったのかということでもありますけれども、我々としては、近隣市町村の動向、それから人数の把握、それから金額、さまざまな角度から検討してきたところであります。しかし、基本的な所得制限の考え方、先ほど述べましたけれども、それと現在のところ厳しい財政状況の中、限られた財源を有効に活用し、継続的に運営していくためには所得制限は必要であるという考えであります。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 15番萩原議員のご質問にお答え申し上げます。

定住化対策の住環境の整備における景観研究事業でございますが、本市では、文化交流都市という将来像のもと、歴史や自然など多彩な地域資源を生かしたまちづくりを進めておりますが、少子高齢化の進展などにより、近年、人口の減少が続いており、大きな課題

となっております。定住化の推進において、市のイメージを発信できるような自然風景を含めた景観、文化やまちづくりなどの景観形成を求められているところでございます。

ご質問いただきました本事業は、学官連携事業として武蔵野美術大学の研究を生かしながら、市全体のイメージをデザインという新たな視点から見直し、各地区の特性に沿った景観の上に統一感のあるデザインコンセプトを見出し、景観を通じて居住者及び誘客者の両名に魅力を感じてもらえるような共同研究を進めているものでございます。

今年度は、景観形成事業を推進する中心の考えとなる笠間市全体のイメージを長期にわたって軸の通ったものづくり、ことづくりを推進するためのキーワードであるコアコンセプトとして定める期間となっております。

その体制は、大学教授と学生から成るチームを6月に結成し、7月、9月、11月に笠間市の視察、現地調査を行っております。現在は、週1回程度チームで集まり、デザイン構想の検討などを行い、3月末に各地域の魅力ある地域資源や歴史から見出されたコアコンセプトや地域ごとのキーワード、そして、里山や田園、そして、石材を生かしたデザイン、クリなどの特産品を生かしたデザインなど、今後、展開可能なデザインプロジェクトなどを具体的に提案をしていただく予定となっております。

来年度以降につきましては、この提案された成果を精査し、取り組んでいきたいと考えております。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長神保一徳君。

〔産業経済部長 神保一徳君登壇〕

○産業経済部長（神保一徳君） 15番萩原議員のご質問にお答えします。

まず、農業につきましてですが、農業を取り巻く情勢につきましては、少子高齢化や担い手不足により、耕作放棄地の拡大等が日本全体の問題となっております。笠間市も例外ではございません。このような中、笠間市内で平成19年度から24年度までに、39名の方が就農し、特に20代、30代の若い方が21名就農しております。

市内の先進的事例といたしましては、旧笠間地区において県外からの就農者が土地所有者や地域、さらに農業委員会等の協力を得て、耕作放棄地1.81ヘクタールを解消し、ハウス栽培によりハウレンソウ、コマツナ等の生産を開始しております。

また、旧岩間地区におきましては、新規参入者が平成22年11月に農業法人組織を立ち上げ、耕作放棄地2.5ヘクタールを解消し、ハウス栽培によりハウレンソウ、コマツナ、ルッコラ等の栽培を開始し、地域雇用の場としての役割も果たしております。

また、銘柄産地に指定されているコギクにつきましては、JA茨城中央が花の匠制度により新規に菊を栽培する農家へきめ細かな指導ができる制度を確立し、平成20年度から24年度までで新規に菊の栽培を始めた農家は24名おります。

このように、笠間市においても、新規参入者や新規作物の栽培を始める方が徐々にではありますが、ふえつつありますが、地域農業を守り発展させていくためには、まだまだ担

い手が不足しております。

笠間市においては、昨年の10月に「人・農地プラン」を策定し、青年就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、新規就農者3名を青年就農給付事業の該当者に認定し、経営が不安定な就農直後の所得を確保する給付金の給付を開始いたしました。

また、平成25年度から、新たに市独自の農業担い手等の支援策として、国の助成対象とされない農業後継者への助成事業と農業機械生産施設更新事業や営農研修等受講料助成事業を行ってまいります。

今後とも、引き続き国、県等の事業を的確に把握し活用しながら、新規就農者の育成確保、農業後継者の育成を農業関係機関と連携しつつ行ってまいります。

次に、観光に関しまして、旅行商品開発についてお答えいたします。

旅行商品の開発につきましては、笠間観光協会の旅行業笠間発見ツアーズが主体で行うものでありますが、市の目指す通年型観光地づくりの手段の一つと考えており、市も積極的に企画販売促進面などで連携を図っているところでございます。

初めに、今年度の旅行商品開発の取り組みについてお答えいたします。

平成21年9月から販売を開始いたしました着地型旅行商品「笠間発見伝」は、今年度11月に6回目の改定を行い、全11プランを継続して販売しております。これに加え、今年度4月からは、笠間市、水戸市、大洗町と、それぞれの観光協会で組織する水戸笠間大洗観光振興協議会に対し、笠間市から企画提案をいたしました「いばらき三遊記」という三市町を周遊する旅行商品を販売開始いたしました。また、旅行商品化したものではございませんが、学校関係の遠足や宿泊学習の誘致を目的にした教育旅行用の企画書を今年度初めて作成し、東京、千葉、埼玉方面の学校へ誘致を進めております。

これらの成果についてでございますが、議員のご質問の中にもございましたように、JR東日本の旅行商品「いわき・ときわ路夢街道」は、笠間市を含んだプランとして今回初めて発売されたもので、例年、観光客が少ない1月、2月に114名の実績がございました。

この「いわき・ときわ路夢街道」は、まさに「笠間発見伝」「いばらき三遊記」などのプランがきっかけとなり、JRと連携が始まったものでございます。JRではパンフレットを15万部つくりまして、関東一円のJR駅に設置、配布したものでございまして、宣伝効果にも大きな期待がもてるものと考えております。

また、ことしは、外務省の震災復興支援事業である「キズナ強化プロジェクト」が行われまして、笠間市では、韓国、マレーシア、ラオス、カンボジア、ブルネイ、ミャンマーなどの若者約480名を受け入れ、笠間市内で陶芸体験や昼食などの利用がございました。

これらの実績といたしまして、笠間発見ツアーズの今年度の売上額は約2,700万円、前年比でいきますと約320%、取り扱い人数は2,600名、前年比約180%と報告を受けております。以上のような成果が出てきておりますので、今後も支援を続けてまいりたいと思います。

次に、「がんばろう！笠間商品券」発行支援事業についてでございますが、これまで本事

業は23年度と24年度の2回を実施いたしました。23年度の事業につきましては、企画当初は商工会の合併を記念して計画をされていたものでございますが、東日本大震災がございましたので、その後は、震災復興として市内商工業者の活性化を図ることに目的を変更して行われました。

事業内容につきましては、金額1億円にプレミアム率の10%、1,000万円を上乗せて、発行総額1億1,000万円とし、使用期間が平成23年6月23日から11月30日といたしました。

商品券は、東日本大震災後ということもあり、市民の関心も高く、早期に完売し、取り扱い店も小売業から飲食、美容等のサービス業や建築工業等多岐にわたり、これは利便性が高く、実績報告では、商品券換金額1億957万3,000円、換金率99.6%という報告があり、市域経済と市内商工業者の活性化が図れたと考えております。

平成24年度につきましては、発行金額及びプレミアム率は、前年度同様にいたしました。販売開始が平成24年7月19日と、前年度より遅くなりましたため、使用期間も7月19日から11月30日と短くなりましたものの、今回も商品券を完売いたしまして、換金額が1億975万円となり、換金率も前年度より0.2ポイント伸びております。平成24年につきましても取り扱い店が生活に密着をしているため、多くの消費者にご利用いただきまして、消費経済の活性化が図られたものと考えてございます。

本事業を通しての市民のメリット、経済効果についてでございますが、消費者にとっては10%のプレミアムの上乗せはメリットでありますし、また、市内商工業者にとっては、従来市外で購買されていたものが市内での購買に移行すること、また、10%のプレミアムによる消費意欲の刺激に伴う消費規模自体の拡大といった経済効果もあるものと考えております。

平成25年度も本事業を継続して実施してまいります。震災復興も一区切りがついたことや、商工会の事業資金関係もございまして、平成26年以降につきましては、今後の商工会の事業計画を踏まえて支援をしていきたいと考えております。

また、支援金の査定はどのようにというご質問がございましたが、プレミアム部分の1,000万円のうち、その2分の1を市が補助して、その半分、残りを商工会が負担しているというような形になっております。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 消防長小森 清君。

〔消防長 小森 清君登壇〕

○消防長（小森 清君） 15番萩原議員の今年度の救命講習会の開催数及び受講者数についてのご質問にお答えいたします。

今年度の救命講習会の実施状況につきましては、普通救命講習会とその他の講習会を含め、2月末現在で、実施回数が83回、受講者数は2,019人であります。

これらの内訳でありますけれども、まず、普通救命講習会は、笠間市消防応急手当普及

啓発活動の推進に関する実施要綱に基づきまして、AEDの使い方を含め、心肺蘇生法や大出血時の止血法等を定められたカリキュラムにより実施しております。講習時間は3時間で、講習修了者には修了書を交付しております。今年度は60回開催し、1,185の方が受講しております。なお、この講習会は、平成7年度から実施しております、延べ受講者数は間もなく1万5,000人になります。

次に、その他の講習会につきましては、3時間の受講時間がとれない方に対し、救命のために必要最低限の胸骨圧迫やAEDの使い方、やけどやけがに対する応急手当の要領などを受講者の要望に応じまして短時間で行っているものでございます。簡易的な講習であることから修了書の交付はしておりません。今年度は23回開催しまして、834の方が受講しております。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 萩原瑞子さん。

○15番（萩原瑞子君） 少子化対策の乳幼児医療補助制度については、3回目にもっていかないようにしたいと思いますので、先ほどの答弁で、所得制限を廃止する方向を考えるべきではないかということで、皆さんと支援に対してお話をされたということでしたよね。近隣市町村の様子を見ながらお話をされたということでしたけれども、新聞報道にもありましたけれども、県内では、所得制限なしで中学生まで助成している市町村は既にもう16市町村あります。25年度からは、またそれに対して幾つかの市町村も行うということ報道がなされました。大分拡大しているのではないかと考えております。

一定以上の所得と決めておりますけれども、その実情といたしましては、3人お子さんがいるところで、最初に1人が風邪を引いた場合に、お子さんを病院に連れて行きます。しかし、2人目、3人目が同じような症状になったときに、どうしても病院に連れて行くことをためらってしまうというようなことも聞かされております。

また、民間会社の基本給というのは、ここ数年据え置きになっているような状態だそうですね。夜遅くまで身を粉にして働いた残業代が所得にあらわれ、それなりに税金として徴収され、納税しております。汗をかいて働く者が報われる社会をつくらなければならないとよく言われますが、この言葉をどのように受け取ったらよいのでしょうか。

25年度から中学生まで助成されます。中学生ともなりますと、友人同士で病院に行くこともあるのではないのでしょうか。一方の子どもさんが医療費が助成され、一方の子どもさんは助成がなされていない。お互いの心情はいかばかりと心配する必要はないのでしょうか。保護者の状況で差別することなく、一人一人の子どもを一人の人格ある人として平等に支援してこそ、笠間市の子育て支援のぬくもりではないのでしょうか。住んでよい町笠間を実感できるよう、所得制限なしでの医療費助成をぜひとも考えていただきたいと思っております。

この小児医療福祉費助成制度のご案内というのを、多分出産したときの届出、そしてま

た、笠間市に転入されたときの届けのときに、この助成制度のご案内というのをたしかお配りすると思うんですね。そのときに、最初に、小児医療福祉費助成制度のご案内というのを渡されたときに、あ、うちの子どもはこれに当てはまるんだ。じゃあ助成制度があるんだなど、何かこう安心というか、ああ、笠間に来てよかったな、子どもを産んでよかったなという思いがあると思うんですね。で、いろいろ見ていきます。助成が受けられる方、助成を受けるための手続、助成の内容、マル福自己負担の軽減、ああ、こういうもので助成されるんだ。さあその場合、どういうものを病院に持って行けばいいのかななんていうのも書いてある。さて、後ろを見ます。所得制限というのが後ろに最後になって出てくるんですね。これ、ちょっとおかしくありませんか。

私は、本当に笠間市が制限で助成するんだっつらば、だれでも一目で見られるように、所得制限での小児助成制度があるというの、この一番先に私は書き込むべきだと思いますよ。最初、喜ばせておいて、最後に所得制限ありなんて、これはとんでもないことだと思いますよ。そう思いませんか、皆さんは。皆さんは自分たちは事務料としてやっているから、そういうことを感じないんですよ。だけど、これ、受けた人はどう思いますか。それでなくたって、今、国を挙げて、県を挙げて子育てを支援しているんですよ。特に笠間市はここ数年子育て事業というものを重要施策の中に取り入れているんですね。

だから、私、今回、調べましたときに、隣の城里、西側の桜川町は、既に制限なしでやっています。また、隣接している水戸市も、来年度の25年中には何とか助成対象を制限しないように財政を考えていくということを新聞で表明していますね。そういう近隣の市町村がやっているんですから、笠間市でも早急にこれらを考えていくべきではないかと思います。

ということで、今の部長の答弁ではどうしようもありませんので、今後の課題として、ぜひ担当課並びに財政課、財政部長さん、財政課長さん、そして、笠間市の施策として全員で考えていただきたいと思いますし、近々よい結果が見られることを希望して、この質問はこれで終わりにいたします。

ちょっとね、これに対して私興奮してしまうんですけども、少し冷静になりまして、次の問題に入ります。

住環境の整備における景観事業についてでありますけれども、今、部長の方から答弁をいただきました。笠間市は、自然もあり、文化もあり、本当に歴史もありとあって、本当に私、住むのには最高のところと思っております。過去に、私、笠間市外、県外と、いろいろ夫に伴って生活してきましたけれども、本当に笠間市に住んでよかったということを実感しておりますので、こういう研究事業でますます笠間市のよいところが出てこられるんじゃないかなと思って期待しております。

それにつけて、今回は、企画政策課が担当しましたよね。やるべきことが企画政策課だけがやっていたら、私、もったいないと思ったんですね。ということは、笠間市は大きく

観光を取り上げておりますし、こういった大学の先生そして生徒さんが笠間市をくまなく歩いたようですけれども、そのときに、どうして商工観光課の方たちも一緒になって歩いて、それに対しての意見を聞くなり、自分たちの意見をそこで言ったりというようなコミュニケーションをとらなかったのかなという思いがすごく残念なんです。

先ほどの答弁の中には、今までのことを精査して、来年度はまた別な方向で取り組んでいく旨のお話をいただきましたけれども、ぜひ来年度においては、他の所管、横のつながりを持ってこの事業を有効に活用していただければと思っております。

次に、農業施策の中から担い手の育成なんですけれども、これもご答弁いただきました。就業者の支援というのは、国を挙げての施策だと思っております。新規就農者を県の地域別で見ますと、経営規模が大きい農家が多い県西地域が多いようです。この地方は、関東平野といわれるほど本当に平野が広がっておりまして、私もここに数年住んでおりましたけれども、ある場所によっては、レタス畑が延々と広がっているんですね。それで、レタス畑が広がっておりまして、ところどころにレタス御殿と言われるようなおうちがすごく見られたんですよ。ああ、こういうことに農家というのは、こんなおうちが建てられるんだなあなんて、そのころ本当にまぶしく見たことを今思い出しましたけれども、そういった種類の作物をつくることによるデメリットもあるかもしれませんが、コスト的にはよいために、そういった御殿もできるのかなと思っております。

しかし、笠間市においては、私も見る限りなんですけれども、農家の今の作付を見ますと、種類の作物を多くつくることではなくて、多品目というんですか、多くの品物を少量作付している姿が多く見られるような気がいたします。

それに対して、新規農業者は、多くを学ばなければならず、農業に対する意欲が損なわれてしまうのではないかと私は思いました。就農者に対して、25年度は、先ほど部長からも答弁もありましたけれども、それらを踏まえてどのような支援をしていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

次に、旅行商品についてでありますけれども、旅行の商品開発は、新しいのが開発されて、売り上げも大幅に伸びている状況がわかりました。昨年から見ますと、320%ですか、これは今までにない伸びだと思いますし、この金額を聞いてちょっとびっくりもいたしました。観光笠間に期待がもてるような気がいたします。といいますのは、今後、門前通り及び井筒屋跡地の整備が本格化してまいります。いかに観光客を取り込むかは大きな課題でありますので、旅行商品は重要なものと考えております。

商品の一つに、教育旅行の提案を拝見いたしました。先ほども部長の方からお話がありましたけれども、私、最近どのようなものがカウンターに並べてあるのかなと思って見てきましたらば、このようにすばらしい「陶芸と芸術の町笠間市から教育旅行のご提案」というのが出されました。これを拝見いたしましたところ、笠間の歴史、自然、芸術、そして、先人たちのすばらしさに本当に改めて感動をいたしました。25年度は、新商品を交え

て、さらにPRを拡大して観光の売り上げを図っていただきたいと思いますので、PRとか広報に関して25年度はどのような取り組みをされていくのかをお伺いしたいと思っております。

「がんばろう！笠間商品券」につきましては、販売総額、プレミアムがついて1億1,000万円が笠間市内で使われたということは、経済効果があらわれたものと思っております。券の利用できる業種は広範囲であり、利用しやすい商品券でありました。換金率、やはり97%ということは大成功だったと思っております。商工会としては、この事業に対しては、事務量は本当に多くなったけれども、5カ月間足らずで1億1,000万円が使われたという経済効果は目に見え、市の支援に大変感謝すると申しております。

私、この一般質問を出しましたときには、まだ施政方針も聞いていませんでしたし、予算書も見ておりませんでしたので、25年度のこれに対する支援ということがわかりませんので、この質問を出したんですけれども、25年度も予算措置がされておりますので、25年度はその経済効果を期待して、これはこれで質問を終わりたいと思っております。

次に、救急体制についてですけれども、今までで大体延べ1万5,000人の方が受けられたということですね。私たち市議会としても、今から3年ぐらい前、そうですね、震災の前ですものね、3年ぐらい前に議会として講習を受けさせていただきました。そのほかにも私は二、三度受けた経験があるんですけれども、やはりある程度講習をして期間を置いちゃうという、何かまた自分のやることに責任を持ってできるかなという不安がちょっとかいま見るんですけれども、やはりこういうものは、ある程度の期間を置いて、数多く行うということが身につくのかなということを感じます。

笠間市では、さきの東日本大震災を踏まえて、今、自主防災組織の設立を呼びかけておりますね。現在、97カ所が設立されたそうです。それぞれの組織では、避難訓練、炊き出し等コミュニケーションを図りながら組織の強化に努めているようです。この組織を活用して、救命講習会を行うことにより、多くの参加者が見込まれ、習得することにより、地域で身近なところで応急手当てができ、命を守ることができるのではないかと考えております。自主防災組織での救命講習会についてはどのような考えをお持ちでしょうか、お伺いしたいと思います。

これに関しましては、さきに東京マラソンがありましたよね。あのときに駆けていた方が急にぐあいが悪くなってその場に倒れ込んだということで、一緒に駆けていた方がどうしたんだろうということで駆け寄って、その中のお1人がやはりこの講習会を受けていたがために、その方をそこで応急手当てをして助かったということがちょっと新聞で拝見しました。本当に、やはりこういう講習会って大切で、その習得していることというのは本当に命を守るんだなあなんて、改めて拝見したんですけれども、それらを踏まえて、自主防災組織がこれほどできてきますし、また、来年度にはもっとたくさん、100%ぐらいできることを期待しているんですけれども、数多くできると思いますので、それらの組織

をどのように利用されていくのかということで、お伺いをしたいと思っております。

2回目の質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 萩原議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

景観形成事業を推進するに当たって連携がとれていなかったのではないかと、連携をもって進めていくべきだろうというようなことですが、本年度につきましては、笠間市全体のイメージを定める事業内容であったために、必要に応じて担当課から学生に対して説明をいただく程度でございました。

平成25年度に事業を推進をする場合には、具体的に事業のデザインについて研究をすることになるため、各担当課と十分連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 産業経済部長神保一徳君。

○産業経済部長（神保一徳君） 再度のご質問にお答えいたします。

まず、平成25年度の農業施策についてということでございますが、改めてご説明させていただきますと、まず、昨年策定いたしました「人・農地プラン」に位置づけられた新規農業者が経営開始計画に則した就農ができているか、経営相談を行ってまいります。また、新たな就農者の確保を目指してまいります。

さらに、新規就農者への支援策として、農家以外から就農する新規参入者には、国から手厚い支援策がございますけれども、農業後継者が就農する場合は、補助の対象から外れておりますことから、市独自の支援策といたしまして、認定農業者の後継者で45歳未満の方が就農し、認定就農者と認められるときに、月額5万円を最長3年間支給し、農業後継者の育成と経営の安定を目指してまいります。

また、認定農業者で後継者がいる者が農業機械、生産施設の更新の際に、事業費の2分の1以内、上限50万円を助成し、認定農業者の支援と地域農業の振興を図ってまいります。

さらに、市内に住所を有し、市内で営農を目指す者に、公的な機関で営農研修を受講する際の受講料を助成し、営農意識の向上と、ひいては農業の衰退や耕作放棄地の拡大にも対応をしてまいります。

次に、教育旅行の今後の進め方ということでございますが、まず、教育旅行につきましては、急激な少子高齢化を踏まえ、イベント、お祭り以外に、毎年繰り返し行われる事業の取り組みが必要であると考えておまして、その対策が、学校行事による宿泊学習や遠足の誘致強化でございます。もちろん、生徒数は年々減少傾向ではございますが、行事自体がなくなることはございません。

現在、特に都内の小中学校は、一学年80名未満の学校が数多くございます。これらの人数規模の宿泊学習に、例えばですが、自然環境のよいあご天狗の森スカイロッジはお勧めできる施設だと考えております。各学校は、既にさまざまな方面に遠足、宿泊学習を実

施中ですが、一昨年行いました中学校の宿泊学習の実績もございます。加えて、北関東道の開通や、今後、暫時開通区間が伸びる圏央道により、東京都心のみならず関東各地と笠間の移動時間は2時間以内になっていくことも追い風であると考えております。

このような背景をもとに、先ほど議員お示しになりましたように、本年度は、学校の先生にわかりやすい資料として、「陶芸と芸術の町笠間市から教育旅行のご提案」という企画書を作成いたしました。今後、笠間観光協会の旅行業と連携し、都内の学校や旅行会社に対し、直接セールスをしかけるとともに、学校や旅行会社を対象に、笠間への旅行下見会というものを企画いたしまして、誘致促進を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 消防長小森 清君。

○消防長（小森 清君） 自主防災組織等の救命講習等でございますけれども、震災後の平成23年と24年でやりまして、自主防災組織や地区単位の救命講習の受講料金につきまして、普通救命講習が3団体、48人の方が出られました。その他の講習、3時間の教養がとれない方でございますけれども、この方については9団体、257人の方に受講していただきました。

普通救命講習は、1回受けたというのではなくて、2年に1回は受講して、さらなる運動を図ることが非常に望ましいことと思います。消防本部としましては、一人でも多くの市民の皆様が心肺蘇生法を習得しまして、それを実施することができれば非常に救命事例が、よい事例がふえることと思います。

今後とも、より多くの方に受講していただけるよう、自主防災組織を初め、関係団体や一般市民の方に周知を図りながら、申し出に応じまして応急手当の普及啓発に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 萩原瑞子さん。

○15番（萩原瑞子君） それぞれのご答弁をありがとうございました。今年度から来年に引き続き、それぞれ発展性のある、実効性のある展開をしていただきたいと思います。と思っています。

また、最後になりますけれども、乳幼児の医療費の助成につきましては、今後の課題として真剣に考えていただきたいことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（小藺江一三君） 萩原瑞子さんの質問を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。1時55分に再開いたします。

午後1時44分休憩

午後1時55分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を開きます。

12番西山 猛君の発言を許可します。

○12番（西山 猛君） 12番西山 猛です。

議員として4期目であります。しかしながら、人生経験まだ浅い若輩者でございます。答弁はできるだけわかりやすくお願いしたいと思います。

質問に入りたいと思います。

一つ目、笠間市駅周辺整備活性化プランとまちづくりについて。

（1）同プランの策定の背景及び目的とは何か。背景とは、具体的に、いつ、どのタイミングで、だれが起案し、提案したのかという部分をわかりやすく説明していただきたい、答弁していただきたいと思います。

2番目に、本市活性化のためにプランの位置づけとは何か。これも具体的にお願いします。

3番目、整備の目標期間とはどの程度か。これは何年間という表現をしていただければわかりやすいと思います。

4番目、整備対象地区の選定の根拠と意義について。特に、稲田駅について、福原駅は乗降客が少ないからという部分で選定されなかったというように、この活性化プランの資料には記されております。

次に、その他関連する計画はあるか。そして、追加になりますが、この予算化について、その財源とは。財源ですね、これをお示しいただきたいと思います。特に、地域住民の意見集約はどの辺に盛り込まれているのか、加えてお尋ねをいたします。

2番目といたしまして、県との連携について。本年度で任務完了し、県に戻るということになっております副市長にあえてお尋ねいたします。合併後において、県との連携によりこの笠間市が得たまちづくりの成果について、主な施策とは何か、お伺いいたします。

2番目、現在進行形で県との協議や施行中の事業は何件あるか。もちろん、主なもので結構であります。何件あるか、お伺いいたします。

3番目、本市に必要不可欠な県の役割、ポジションとは何か。これは再現するまでもありませんが、県の用地、県の施設、その他県に関係する事業等の部分で必要不可欠であろうと私は私なりに考えております。副市長の見解をお願いいたします。

戻りまして、駅周辺プランのこの三つの部分、確認しておきます。友部駅周辺、コミュニティセンター、市立病院、特別養護老人ホーム、観光案内所、岩間駅周辺、イベント広場、交番、この交番につきましてはおいおいということでしょうか、県に要望していくというふうに表現されております。そして、都市公園及び駐車場、歩行者空間整備、歩道整備ということだと思いますね、そして、稲田駅周辺、地場産業振興施設、これは具体的に、市長の今期定例会初日の施政方針の中で、稲田駅周辺につきましては、駅舎隣接地へ石の百年館の移設を行うとともに、行うですね、行うとともに、その周辺整備についての

検討を進めてまいりますというふうに、市長の中で確固たる決意のもと、方針演説がなされました。そして、歩行者の空間整備、これも歩道整備だと思いますね、それから、公園整備ということであります。

これはまるでこの整備がすべてわかっているような、活性化プランがわかっているような質問になってしまいますが、これは11月の全員協議会の中で、笠間市駅周辺活性化プラン、そして、その後広報ですか、笠間の広報、それからいろいろ地域に対して周知徹底をということで、各種団体、住民に説明等々の事務事業を行っているという段階にあります。

では、なぜここで一般質問するんだと、このようにだれもが思いますが、私は、けさテレビを見ていましたら、日比谷公園でT P P 反対による4,000人規模の集会があったという報道を見ていました。結果として、政府・与党は、関係者も含めて無制限で議論すると、無制限。つまり、納得のいくまで議論しようじゃないかということを示しているんですね。私は今、笠間市の中に、必要な部分、もし、議会と執行部が両輪であるというならば、私は無制限で議論するような部分があつてしかるべきであろうと思っております。

今回の駅活性化プラン、先ほど冒頭に私は4期目というような表現をしました。生意気を言うようですが、私は一貫して「クリーン」「グリーン」「タウン」と、この三つの柱を選挙のテーマにしております。これは、クリーンはクリーンです。きれいだということですね。何がきれいなんだと。政治がきれいだということです。それから、グリーンで何ですか。緑ですよ、自然、これを意味しています。そしてタウン、まさにこれですね、都市、都市化ということです。

私は、この笠間市、合併しまして、駅と高速道路のインターチェンジ、これを考えますと、こんなにすぐれた立地条件ないと思っております。そういう中で、この都市化を進めなければ、これから迎える超高齢化社会に対応できないであろうと、こう思いまして、十数年前より一貫して都市化という、今回、駅周辺整備活性化プランという、ここに重複する政治信条のもと、私は今までやってまいりました。ですから、非常にこの問題についてはデリケートに考えたいと思っております。

その点、含みおきいたしまして、1回目の質問を終わらせてもらいますが、もし答弁の中で不手際があれば議長の方で指示をしていただいて、きちっと答弁をしていただきたいと思います、こう思っておりますので、よろしく、議長、お願いします。

○議長（小藺江一三君） 副市長田所和弘君。

〔副市長 田所和弘君登壇〕

○副市長（田所和弘君） 西山議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、合併後において、県との連携により得たまちづくりの成果について、主な施策は何かとのご質問でございます。これにつきましては、多くの行政分野において県と連携協議を行いまして事業を推進しているところでございます。そういった中で、主なものを申し上げますと、畜産試験場跡地雨水排水処理施設整備が挙げられます。これは畜産試験

場跡地の利活用を推進する上で大きな課題でありました雨水排水処理施設整備を茨城県と協議連携し、新市町村づくり支援事業として推進することにより、利活用に向けて大きく前進をしたところでございます。

次に、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業として、来栖本戸線、都市計画道路上町大沢線、南友部平町線、さらに国県道整備として、国道355号及び大洗友部線、涸沼川の改修について茨城県と連携し、整備を推進いたしております。

また、商工観光関連事業では、観光キャンペーンを行い、全国的な集客や地場産業御影石、笠間駅の振興などで復興いばらき県民まつりを連携して開催したところでございます。

さらに、自殺予防対策事業として、笠間を元気にするネットワークの構築、それから、収納率の向上と体制の強化を目指して、合同隊の整理事業などに取り組んでおります。

次に、現在進行形で県との協議や施行中の事業は何件あるかのご質問でございます。先ほど申し上げましたとおり、多岐にわたる分野において県との連携協議を行い事業を推進していることから、具体的に何件とお答え申し上げることは困難であると思っておりますけれども、主な事業ということであれば、道路、土地改良を除いても20件以上は少なくともあるのかなというふうに感じております。

それから、現在、県と協議、施行中の主な事業につきましてですが、道路事業につきましては、国道355号が工事に着手しており、また、平友部停車場線、上吉影岩間線、大洗友部線、真端水戸線は現在、設計・測量中でございます。

そのほか、畜産試験場跡地の雨水排水施設の整備、土地改良事業、消防無線のデジタル化、旭町地下排水路の協議など、多岐にわたる分野で県と連携を行っているところでございます。

次に、本市に必要不可欠な県の役割、ポジションということでございますけれども、これにつきましては、こちらでとらえたものと議員の趣旨がもしかすると異なるかもしれませんので、再度お聞き願いたいと思っておりますが、一般的な概念といたしまして、県の役割については、広域にわたるもの、それから市町村に係る連携調整、それから規模、性質において一般市町村が処理することが適当でない認められるものなどがありまして、基本的な考え方として、県と市の適切な役割分担のもとに住民に身近な事務は市が処理するというふうに考えてございます。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長 深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 12番西山議員のご質問にお答え申し上げます。

笠間市駅周辺整備活性化プランとまちづくりについてでございますが、まず、同プランの策定の背景及び目的とは何かとのことでございますが、策定の背景につきましては、笠間市の笠間地区、友部地区、岩間地区の三つの既存市街地は、JR常磐線とJR水戸線の駅、そして笠間稲荷神社を中心に商店街が形成され、町のにぎわいを創出し、活性化が図

られてまいりました。さらに、車社会の到来や人々の生活スタイルや居住環境に対する価値観が大きく変化し、市街地の拡大が進んできたところでございます。

近年、改めて中心市街地の活性化によるコンパクトなまちづくりが求められてきたことから、本プラン策定の背景でございます。そこで、各市街地において、地理、歴史、産業など、地域特性を生かすとともに、地域の活性化、駅利用者及び地域住民の利便性の向上、駅空間のイメージの向上、未利用公有地の有効活用という目的をもって、本プランを24年11月に策定したところでございます。

次に、本市活性化のためにプランの位置づけとは何かとのご質問でございますが、本プランは、市街地、特に駅周辺地区の都市的な位置づけと未利用公有地等における拠点整備の課題を整理し、今後の施策の方向性の基本方針を検討したものであります。

次に、整備の目標期間はどの程度かとのご質問でございますが、本プランに定める拠点整備により、地域活性化を積極的に展開する期間は、個別計画の進捗状況や財政計画、補助金の採択などを考慮し、おおむね平成30年までの7年間としております。

続きまして、整備対象地区の選定の根拠と意義についてとのご質問でございますが、六つのJRの駅のうち、整備施設及び未利用公有地の状況について検討し、選定をいたしました。

まず、友部駅周辺地区については、医療福祉ゾーンとして、医療福祉、子育て支援の増進を図るとともに、広域的な市民活動団体の支援やその活動の環境づくりとして、市民活動センターの機能を持った地域交流センターを整備するため、選定をいたしました。

岩間駅周辺地区についても、駅舎、自由通路及び駅前広場が整備され、その周辺の道路も一定の整備が完了したため、愛宕山周辺への観光拠点機能を持った地域交流センターを整備することにより、商店街の活性化を図り、多くの世代が行き交うにぎわいのある創出を図るため選定をいたしました。

稲田駅周辺地区につきましては、歴史と文化の調和した生活空間の創出を目指して、石材という地域資源を生かした活性化を図るため、JR東日本において改築された稲田駅舎の隣接地に稲田石のPRにつながる石の百年館を整備することといたしました。

また、それと同時に、筑波山地域ジオパーク構想を推進することにより、石材業を新たな観光資源の創造につながることから選定をしたところでございます。

最後に、関連する計画はあるかとのご質問でございますが、本プランは、笠間市総合計画や3カ年実施計画、都市計画マスタープランと整合性を図り、策定を進めてまいりました。今後整備に当たっては、個別の整備計画を策定し、事業を推進してまいりますが、プランに位置づけしているもののうち、県道の整備や踏切改良、交番移転などについては、関係機関と調整や要望を行っていきたいと考えております。

また、財源については、どのような裏づけがあるのかというようなことでございますが、今後、笠間市駅周辺整備活性化プランを初めとする各種整備計画によって計画されている

施設の建築年度を整理し、3カ年実施計画及び財政計画と整合性を図り、確実に整備を推進してまいります。

個別の整備計画を策定する際には、補助金や合併特例債など有利な財源措置を活用するとともに、基金の活用を図りながら集中して、財政負担が重くなることのないよう留意しながら推進してまいります。

続きまして、策定に当たって市民の意見は聴取したのかというようなことでございますが、本プランの上位計画であります笠間市総合計画や都市計画マスタープランを策定する際に、市民からアンケートを聴取したり、策定委員会を設け、各界の皆様から意見を聴取しております。また、この計画について、区長、役員さんたちに対して説明会を実施しております。その後、市民対象に説明会を開催し、市民の皆様、各団体の方からご意見をいただいておりますので、それらを今後、個別の整備計画の中に反映してまいりたいと考えております。

それから、都市化についての、どのように考えているのかというようなことでございますが、駅周辺は、従来より都市的整備をされてきたところでありますが、空洞化により本来の機能が低下しております。その長年整備されてきたストックであるインフラを活用しながら再構築し、さまざまな機能を集めることによって相乗的な経済交流活動を活発化させ、持続可能な暮らしやすい町をつくっていくべきであると考え、笠間市駅周辺整備活性化プランを策定したところでございます。

また、高齢者など自家用車を利用できない人々も商店街や病院、役所などに歩いて行けるようなコンパクトなまちづくりの視点も大変重要なものであると考えております。

それから、各駅の、先ほど議員の方から施設の概要が、計画の内容が申されましたけれども、これにつきましては、整備誘導の想定される公共施設ということで整理させていただいております。

まず、友部駅の周辺でございますけれども、これについては、市民交流センター、計画の中ではコミュニティーセンターということで名前を入れてありますけれども、名称的には市民交流センターということで、そういうものを整備していきたい。それから、市立病院ですか、老朽化された市立病院を駅周辺に整備してまいりたいと。それから、誘導施設としては特別養護老人ホーム、これについては、介護保険計画等に位置づけられております施設の誘致でございます。それから、駅前周辺には、できれば観光案内所等の誘導施設ということで考えております。

それから、岩間駅の活性化プランでございますが、友部駅と同じようなコミュニティーセンター、名称は、地域交流センターということになりますけれども、健康増進機能や観光客の拠点機能を備えたものを想定しております。それから、イベントができるイベント広場、それから都市公園、駐車場、歩行者の空間整備というようなことでございます。

それから、稲田駅周辺につきましては、地場産業振興施設として石の百年館の移築を考

えております。それから、歩行者空間整備、公園整備と想定しているところでございます。

以上でございます。

○12番（西山 猛君） 議長、抜けていますよ。抜けています。起案、提案はだれが、いつ、どこでやったのか。

○議長（小藺江一三君） 一番だよ、一番初め。

○市長公室長（深澤悌二君） 失礼しました。これの件については、活性化プランを策定する以前に、いろいろな市の計画がございまして、市の公有地、例えば、市有地の有効活用に関する基本方針が19年の11月に定められております。

それから、高齢者福祉計画、先ほど申し上げましたけれども、平成24年の3月、それから公民館のあり方検討委員会の答申が24年の3月にございました。そのようなことがありまして、また、駅周辺の市街地、市有地については企画サイドで、これの活性化を図ろうということで、数年前からいろいろな提言等いただきながら検討してきたところでございます。

そのような中で、これの統一した市有地の有効活用を図る上では、各課がいろいろばらばらに計画を進めるのではなくて、統一した計画を定める必要があるということから、平成24年度に入りましてその検討に入ったわけです。それは庁内の手続を経まして、庁議等で決定し、議会等に報告をした経緯がございまして。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 19年の11月ということで答弁をいただきましたが、この計画の、合併後一番早いタイミングのことだと思うんですが。これ、ちょっとおかしいですよ。私は既に岩間駅の旧役場跡地、岩間駅周辺プランの中の旧役場跡地、このことについては公の場、つまりこの一般質問の中で質問しているんですよ。そのとき、全くそういうことは考えていない、計画にないということ、当時の公室長が、現在じゃなくて、当時の公室長が答弁しているんですね。だから、私は降ってわいてきたような話なのかなと思ったので、こういう質問をしたんです。いかがでしょうか。

そして、どうも今、公室長の答弁からいきますと、決定事項ではなくて、あくまでもいわゆるたたき台のような部分、コミュニティーセンターしかり、イベント広場しかり、というような、市民病院のことについては触れていないようですが、これはここに入りますので一緒だと思って私は見ているんですけども、そういう部分を考えますと、じゃあ何を根拠に、どんなふうを考えていけばいいのか、どんなふうこれからかわっていくんだろうなという、まちづくりのビジョンというのが地域住民に伝わらないんじゃないかと思うんです。もちろん、議員にも伝わらないんじゃないかと思えます。いかがでしょうか。

先ほど言ったように、議論する時間も場所もなく、一方的に段階的に踏んで、7年と

ということですが、今7年間ということについては、後ほど改めて質問させていただきますが、そういう部分で、私はどうも不信感を抱くんですね。そこについて、もう一回詳細を質問しますから、説明していただきたいなと思います。

まず、石の百年館についてちょっとお尋ねいたします、この活性化プランの。それから、福原駅と稲田駅の違いですね、これもちょっともう一回お聞きしたいと思います。それから、石の百年館についてですが、市長はやるって言っているんですよ。移築等考えている、今公室長は考えている。いいですか、考えている。市長は、石の百年館の移設を行うとともに、行うんですよ。行うんですよ。やるんですよ。それと、今公室長は考えているという表現にとどまっております。この違い。

それから、笠間の市立病院についてもそうなんです。いよいよひも解いてみますと、検討委員会と先ほどお話ありましたね、最終的に提言書が出されているわけですね。これも既に平成20年3月ですから、随分前に議会にも報告なされていますね、これ。附属資料ということで、平成20年4月21日の全員協議会の中で提言書の控えですね、これは。この中で、よくよく見てみますと、市立病院としての役割ってどうなのかなと思うところがあります。

まずですね、全国に982存在するんですね、自治体病院というのは。そのうち50床未満の病院は80しかないんですね、一割にも満たないんですね。笠間市立病院というのは30床でいいですね、ということは、この80の中に入っているんですね、50床未満の中に。こういう小規模の病院、これについての役割ということで事細かくいろいろ書いてあります。

結論は、私の理解がどうだかわかりませんよ。合併した3地区の中で、友部地区が7割以上の大多数なんです、利用している方が。つまり、ここでいっているのは、診療圏ということですね。範囲ということですね、圏。診療圏というのが非常に狭いんだということ、3地区。

そもそも、この市立病院の問題につきましては、建てかえが必要とか必要じゃない以前の問題で、医師の確保の問題や業務の形態の問題やいろいろさまざまな、で、結論は、住民、笠間市民が求めているのは、アンケート結果が出ているんですね。往診、訪問看護などの在宅医療、ここに8割近い市民が望んでいるということです。だとすると、立派な施設、駅から近いからどうだとか、あるいはきれいな施設だと使い勝手のいい施設だとか、こういうこと以前にもうちょっと考えるべき部分があるのかな。多分、県内の中でも、この県立中央病院を初めとして、道路事情を含めて、水戸にしても茨城町にしても、あるいは土浦まで見てでもですよ、そういう中で、こんなに医療機関が充実しているところはないんじゃないかと思うんですよ、どうでしょうか。

高速道路で救急車が通っています。これは多分一定の重症患者を一定の病院から、また違う病院にということだと思っただけなんです。そんなことも含めて、どうなのでしょう。私は無理にこの活性化プランの中に病院をねじ込んでしまっているのではないかなと。本当の

市民のニーズというのは、ここにあるように在宅医療じゃないのか。むしろ、そういうウエートの仕方、これが市民に直結した市民病院の、自治体病院のあり方なのかなと思うんです。いかがでしょうか。これが活性化プランに必要なのか、これもあくまで計画なのか、考え中なのか、これも含めて答弁をいただきたいと思います。

石材地域資源と言いましたか。石材、石の地域資源という言い方ですか、この稲田の御影石の件は。これもですね、私、短時間に説明を受けたので、おさらいになってしまいましたけれども、稲田駅の周辺整備活性化プランの中で、稲田駅は、明治31年、稲田石の運搬のために鍋島彦七郎氏、この方が一生懸命地域の皆さんと連携して、当時の日本鉄道に貨物駅として開業したと。日本鉄道に対して用地を提供して貨物駅として開業したというのが稲田駅の歴史です。

さて、その稲田駅の開業に深くかかわったこの鍋島彦七郎氏の碑、2年前、3.11東日本大震災で被災したまま、そのままだというんですね。よく歴史だとか、文化だとかって言えるなと思うんですね。

それから、なぜ稲田駅に移転するのか、それも活性化プランの中に必要なのか、やらないといけないのか。もちろん、そこの部分については考え中だということですから、これからいろいろな考えになるんでしょうけれども、私は本末転倒しているんじゃないかなと。そんなに地元の産業として、地場産業として地元を支えてきたというならば、やはりこういう部分に、もちろん、私も現場にも行ってないし、見てない、これはごめんなさい。しかし、そういう部分の配慮に欠けるのかなと思って、私はここであえて質問します。

もう一回おさらいしたいと思うんですが、駅周辺整備活性化プラン、これの本当の目的は何ですか。少なくとも、私は二つに絞って答えていただきたい。市立病院の移転新築、それから、石の百年館の移設、こういうことが目的化されて、活性化プランの中に、その後、本当にここがにぎわいになるのか。合併して7年になりますよ間もなく、3,000人以上も人口減っていて、どうなんですか。そういうことが私はどうも納得がいけないんですよ。

繰り返しますが、19年の11月に、駅周辺活性化ということで、そういう考えが執行部の中に出てきたと。具体的になったのが24年度ということになりますが、その間いろいろなことを議論したと思います。しかし、その途中で、私が質問したことに対しては、全くそんなことあり得ませんということ、で、全然そのときはなかったこと、では、何で今こうなったのか、そこもお尋ねいたします。

それから、予算についてですね。合併特例債と国の補助金を利活用してということで、ここにその予算化、もう既に、これもおかしな話です、おおむねの予算ということで出ていますよね。例えば、コミュニティーセンター、これは友部駅周辺ですね。これは3.3億円。3億3,000万円、これは国交省の補助を活用して、補助率が10分の4ということですね。合併特例債の活用となっています。それから、ふるさと創生基金等の活用というふうになっております。それから、市立病院についても13億円。これはだってもう既に進んじやって

いるということじゃないですか、すべて。つじつまが合わないと思うんですが、そこをもう一度答弁ください。よろしくお願いします。

それから、県との連携について、副市長、答弁いただきました。確かに、県道、国道、市が予算を出すわけありません。例えば、畜産試験場跡地の利活用ということで、なぜ笠間市が費用を、大枚をはたいて調査をしたり、いろいろな管理をしなくちゃいけないんですか。私は、笠間市民の一人として納得がいきません。

さかのぼって、私は質問したことがあります。今の現在の友部の駅舎、県が幾ら負担しましたか。県の用地施設、県立の病院や施設ありますね。福祉施設、多いですね。当然、私は県が四分六で、六負担するのが筋だと思うんです。そのために県との連携をとるべき部分で県から歴代副市長が来ているんだと、このように思っています。道路が県の予算、当たり前。国道が、県が使ってやるのは当たり前。そんなことを聞いているんじゃないんですよね。せつかくここで県央に位置する笠間市がどれだけ発展するかというのは、私は県との連携にかかわっていると、そこにすべてだろうと思っております。

私は前に失礼な質問を市長にしたことがあります。県の言うことを聞かなくちゃいけないんですかと。いや、そんなことはない。イエスはイエス、ノーはノーだと。是々非々だと、こうはっきりと言ってくれました。私は心強いと思います。

そういう中で、副市長は、私が質問したことに対して答弁しましたが、その当たり前のことじゃなくて、政治的な話、いかがですか、もう一度質問します。畜産試験場は、県有地です。県有地なんだけれども、実は笠間市がいろいろなことで費用を出して、今の広場もそうですよね。管理運営はすべて笠間市がやっております。今、利活用どんなものでしょうか。あそこに、例えば県主催のイベントがあったり、何かあったり、人が集まったり、にぎわったりということがあるのか、あるいは将来県の施設が建つのかと、そんなことがあるんですか、お尋ねいたします。

私は、地域を思えば、もう少し県との連携というものを明確にさせていただきたい。どうも笠間市が県の言いなりになってしまっている。これでは市民の代表として負託を受けた我々議員も立つ瀬がない、そういうふうに思っております。

2回目の質問を終わりますが、明確な答弁をお願いいたしたいと思っております。

○議長（小藺江一三君） 副市長田所和弘君。

○副市長（田所和弘君） 西山議員の再度のご質問にお答えをいたします。

県との連携の中で、畜産試験場につきまして、県の土地であるにもかかわらず、県の予算よりも市の予算の方が出しているんじゃないかと、市民としては不満であるというような趣旨かと思っております。

○12番（西山 猛君） そのとおり。

○副市長（田所和弘君） これにつきましては、県一でございます。ただ、今までの事業の流れもありますけれども、基本的に県は出さないと多分言っているわけではないと思

ますが、それ以上に、市としては、笠間市、旧友部でございますけれども、重要な土地でございます。ここについて、議員もご承知のとおり、新市町村づくりの10億円事業も投資しておるといくことで、市としては大変重要な事業の一つとして位置づけております。

長年、なかなか事業が進まなくておったわけですが、やっと排水の設計ができて、これから工事取りかかって、ここに新たなもの、県の施設が入るかどうかということについてはまだ不明確でございます。これについては、市長も以前から申しておりますとおり、市のためになるようなものであれば誘致したいと思っております。そういったために、市としての意気込みとして、どちらかといえば市の予算のほうが多くつぎ込まれているような感じ、実際につぎ込まれているかもしれませんが、10億円ですから、そういった意味では、県の方が予算としては少ないのかもしれませんが、言いたいのは、市としては、重要な土地であると。県有地でありますけれども、市としては重要な土地であるので、そこに市の予算をつぎ込んで、何とか市の発展に寄与するようものを誘致したいということなのかなというふうに思っております。

それから、友部駅舎について、例えばということでは、私は、景観については詳細は存じておりませんが、これまでの私の経験の中では、駅舎については、JRで負担して、あと、地元負担ということのルールでやったのかなと思っております。ここで、副市長が県から来ているので県から予算をとすることは、議員の立場からするとあるのかと思っておりますけれども、ルール上そういうことになっていると思っておりますので、JRと市の方で負担をして、そういった形になったのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小菌江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答え申し上げます。

先ほど答弁の中で、私の方で「考えている」と申し上げまして、非常にあいまいではないかということでもございましたので、訂正させていただきます。「計画をしている」というようなことでお願いしたいと思います。

まず、先ほど申し上げました公有地の、平成19年11月の未利用財産の利活用基本方針という公有地の計画を、方針を立てたということについては、ここに何を建てるとか、そういうものではございませんで、要するに、そういうものの利活用を図るための基本的な考え方を示したものでありまして、配置計画とかそういうものではございません。そういうものがありまして、駅前の公有地等については、要するに行政側が使えるものは行政側で使っていくというような、ある程度の基本方針を定められたものについてございましたので、その中でいろいろな検討がされてきたというようなことでございます。

また、この計画が突然出てきたかのようなご質問でございますけれども、先ほどのご質問でお答えしたとおり、策定の背景、目的については、以前より、中心市街地の活性化、

これについては課題として取り組んでまいりました。近年、中心市街地の活性化による取り組みについては、コンパクトシティというような言葉も言われておりますけれども、そういうまちづくりが求められてきております。

そのような中で、以前より、駅周辺には、市街地の有効活用の面で、市有地等が存在しているところについては、活用を図っていくべきだろうというような検討をしてきたところでございます。そのような中で、今回、用地のそのようなことがありまして、各いろいろなセクションにおいて、例えば、今言われていましたような市立病院とか、コミュニティーセンター、これは市民交流センターとか、そういう問題等も出てきましたので、それを調整すべきプランとして策定したものでございます。

経緯については、以前から駅周辺の活性化については計画をしていたところでございます。そのようなことで答弁をさせていただきます。

それから、福原駅と稲田駅につきましては、先ほど申し上げましたように、駅周辺には、福原駅についてはそのような用地もございません。そういう中で、稲田駅については、先ほど申し上げました、議員がおっしゃってございましたような、今まで石材の搬出駅として歴史も深く、そういう中において整備をしていこうと。あそこにもそういう土地がありますので、そういう計画を立てたところでございます。宍戸駅等についても、そのような理由で今回の計画の中からは外れております。

今後、後期基本計画、これの策定する中においては、そのようなことも今後の中では検討していく必要があるのかなと思っております。

それから、石の百年館については、先ほど申し上げました経緯等に基づきまして、駅周辺の整備がいいだろうというようなことで、庁内で議論をしまして、その位置に建設をしようというようなことになった経緯がでございます。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長。

○保健衛生部長（菅井 信君） 私の方から、市立病院の件についてお答えさせていただきます。

西山議員の方から、平成20年の資料に基づいてお話がありました。これは笠間市立病院のあり方に関する検討委員会ということで、委員会の方で取りまとめたものを議会の方にご報告をしたものということでもあります。

笠間市の病院に関するさまざまな計画につきましては、このほかに平成21年に制定しました笠間市立病院改革プランがあります。そして、24年に制定しました第2次笠間市立病院改革プランがあります。そして、今回、策定いたしました笠間市立病院整備方針ということで、大きく分けてこの四つの計画が、計画というか考え方を今までお示ししてきたということで認識しております。

まず、あり方に関する検討委員会の中で、笠間市立病院の役割、こういったものがどう

いうふうに議論され、そしてまとめられてきたかといいますと、市立病院の役割、機能として急性期病院と在宅医療の後方支援施設として、県立中央病院や笠間市医師会を中心とする市内医療機関との連携、高齢者医療のキーステーション的な機能を担うと。それから、市民に対する保健予防、介護予防活動が必要であろうと。それから、現在の病床数を基本に病院として継続をする。それから医師の確保を初めとする人的な整備と施設の改修などの物的な整備が必要であろうということで、役割と機能がまとめられ、さらには、今後の経営形態ということで、経営責任の所在を明らかにすること、それから効率性を求めた経営の実現、より現実的な選択という観点から、指定管理者制度の導入が妥当、少数意見もあったということでもありますけれども、それに加えて、県立中央病院等々の再編、ネットワーク化の可能性なども検討する必要があるだろうという形でもって、24年のときにまとめられ、報告をし、それに基づいてきたわけであります。

翌年になりますと、国の方から、改革プランを全自治体病院の中でつくるという方針が示されまして、その中で、笠間市においても、笠間市立病院改革プランということでもって制定をしたところであります。

同時に、県の方でも、医療整備計画を策定中でありました。そういう中で、特に県との連携を一番大きな重要なところでの県立中央病院とのネットワーク化という部分については、この中では、まだ十分に触れられないまま策定をしたところでありますけれども、市立病院のあり方検討委員会の考え方を踏襲して、第1次の改革プランを策定してきたところです。

この中で、経営形態につきましては、一応、検討委員会の考え方を踏襲しまして、これを検証すると。検証して、今後も検討するという段階で、この第1次のときはとまっておりました。

そして、第2次改革プランまでの間に、県の整備計画が策定されまして、その中で、明確に県立中央病院と笠間市立病院のネットワーク化、それから役割分担、県立中央病院を退院した者との連携、そういった機能を笠間市立病院に求めるという形で県の整備計画が出ておりますので、そこの部分の役割が新たに笠間市立病院として明確になったということ、それから市内の歯科医、それから県立中央病院との三者の連携による平日夜間の初期救急診療ということが市立病院の中で始まるということでもって、住民に対する一次医療の分野ですけれども、公的病院としての役割がここで大きくふえたということが言えると思います。

これらを受けまして、第2次プランを24年、23年度でありますけれども、このとき策定しまして、こういったことを整理しまして、市立病院の経営状況が徐々に改善され、さらに地域医療連携でも欠かせない機能を新たに担ったということから、経営形態の見直しは行わず、地方公営企業法一部適用を維持してまいりますという形でもってまとめまして、議会の方にもお示しをしたところでございます。

現在の、22年度から私もこれに携わっておりますけれども、現実的にあの病院に初めて担当し、中を見、それからいろいろ職員と話をしてきた中で、やはり老朽化した病院、非常にこのままで本当に経営が向上するとはとても思えなかった。直すべきところは直そうと申しましたけれども、なかなか困難であると。根本的に、建物の構造的にも、それから非常に古い状況にあるという状況の中では、やはり思い切った建てかえということが必要なんだろうなということは、私自身はずっと感じてきたところであります。そういうことは職員たちとも話をしております。

ただし、現時点でもっての経営状況の中で、建てかえますという部分が、医師も2人しかいない状況でしたので、なかなかこれはいけないだろうと。経営努力をして、患者もふえ、医師もふえ、その結果として、やはり市立病院は建てかえさせてくださいと、いけるところにもっていければいいなというふうに、私自身も職員一同も考えていたところであります。

そうした中で、震災があって壊れたり、修理をしたりということでやっていたわけです。そういう中でも、そういうときに、監査委員の方から、これだけたくさん修繕費を出しながら経営をしていて本当にいいのかと。本当に病院の機能として、これは存続するということが前提であるならば、そろそろ建てかえるべきことも検討すべきだろうというような提言を受けました。もっともなことだろうというふうに思いましたし、私たち自身もこれに対する答えは当然返さなければならないということで検討を始めて、部内協議、それから庁内協議を経まして、笠間市立整備方針についてということでまとめさせていただいたところであります。

パブリックコメント、それから市民の意見等を踏まえて、最終的に庁議の中で決定をして、整備方針ということで、詳細については、まだ金額的にも16億円の2割減というような、13億円というようなアバウトな数字でありますので、これは正式にどういったものをどういうふうにしたらば幾らかかるのかという詳細な検討は、来年度以降になりますけれども、市立病院の役割、それから、おおむねの診療内容の規模、それから、おおむねの予算という部分については、これでいけるのではないかなというふうに思います。

それから、場所につきましては、駅周辺（「長いな」と呼ぶ者あり）、済みません、もう少しで終わりますので。駅周辺のところですがけれども、やはりあの場所は、中央病院との連携、それから、各地区から駅を、電車を使って来る住民のことを考えたときに、やはり理想的な場所だろうということで考えております。パブリックコメント、それから市民の意見の中からも同じような意見が出ております。また、市立病院があそこに来て、あの地域がもっともっと活性化するといいいよねというような意見もたくさんありました。そういう意味で、私自身は、この整備方針に基づいて、かつ駅周辺整備の一つの事業として推進すべきだというふうに考えております。

以上であります。

○議長（小藺江一三君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 保健衛生部長、苦しいまじめな答弁、ありがとうございます。間もなく楽になると思います。

副市長の答弁で、県が出さないといっているわけじゃないという、予算を出さないといっているわけじゃないというふうにとらえられると思うんですが、こういう交渉というのはどのタイミングで、だれがやるんですか。明らかに市が負担しているよということを言っていますよね。副市長の答弁から聞くと。今は市がいろいろと予算を投じて整備に向けてということ。ただ、市の発展に、活性化につながる施設や何かが来ればいいという、そういう表現にとどまっておりますが、じゃあ、雪国まいたけという発表がありました、前に。これは県が一方的につくって、こういう雪国まいたけの会社と契約をしたということ報告を受けました。そのときに市が何か関与したんですか。幾ばくかの雇用があると何かかって言っていましたけれども、あんな一等地をどうなんですか。

私は、この問題は、政治決着しかないと思うんですよ。国も県も絡めて、それで地元の自治体のために市長が県議会の経験者、あるいは副市長が県からの今立場におりますから、そういうことで、私は、もっと大計に立った、50年の大計、そんな長いスパンでビジョンを持つべきではないかなと思うんです。

いずれにせよ、県の用地の整備を市の費用で行っていくということは、私は、市民感情からすればいささか乱暴ではないかなと思っております。いかがでしょうか、県が出さないといっているわけじゃないということは、そういう会話をしたことあるのか、そういう協議をしたことあるのか、ないのか。今後そういうことについてどうするのか。いずれ副市長も年度いっぱいということですから、きちっとその辺のところを継承していただきたい。継承していただきたいということになりますと、いろいろ、ここでは多くは語りませんが、県の認可に基づいて市が地位継承した部分で問題が残っております。そういうものも次の副市長にちゃんと伝達をしていただいて、笠間の問題としてきちっと結果を出していただきたいと、そのように副市長にお願いしておきます。答弁があればお願いします。

それから、公室長、答弁の中で、今絵にかいたもちの話をしていますよね。活性化プラン、全部。あくまでも、とりあえずここにコミュニティーセンター、ここに何公園、ここに何こういうふうにやっていますよね。でも、それはあくまでも絵にかいたもちなんだと言いながら、もう1回言いますからね、いいですか、市長の施政方針の中では、石の百年館は移転する。そして、今、保健衛生部長の答弁の中では、市立病院は移転、建てかえであると、このように私は聞いております。じゃあ、わかりやすく答弁してもらうのに、この活性化プラン、駅周辺整備活性化プランの中でやることはどれ、やるかもしれないことはどれ、やらないだろうというのはどれ、三つに分けて最後に答弁してください。

そして、今7年間という計画ということ、これ大事だと思うですね。これから大きな地域を活性化していくわけですから、それをバランスよくということになりますから、7年

間ということ、これ一つの目安だなど思っております。

さて、間もなく合併して丸7年を迎えようとしております。市長さんにお尋ねいたします。これだけの計画を今の執行部ともどもなされているわけではありますが、7年先のこの計画、ビジョンを市長はどのようにとらえているか。つまり、単刀直入に言えば、1年後は市長選挙を迎えるわけでございます。7年ということは、次の4年間も当然組み込まれます。次、やらないよ、次、出馬しないよという人が、今限りだよという人が7年先の計画を余り立てないんじゃないかな、私は単純に思ったんで、ここでお尋ねいたします。市長のビジョンを含めた笠間市に対する政治信条、自分の政治理念、この辺のところ、あと1年残された市長の任期の中で、どんなふう成就して、またその次につなげるのか。一民間人として側面から応援するよ、あるいは、このままじゃしょうがない。笠間市がこのままではしょうがないから県議会に戻ってということなのか、お尋ねいたします。私はビジョンを持っていただきたいなど。とりあえず、これ時間ですね。よろしく申し上げます。

○議長（小藺江一三君） 副市長田所和弘君。

○副市長（田所和弘君） 西山議員の再度のお尋ねでございますけれども、畜産試験場跡地につきましては、笠間市にとりましても、茨城県にとりましても、大変重要な土地でございます。今、排水の関係の設計が済み、これまでなかなかできなかったというところが動いております。設計ができ、工事がなされ、いろいろな、何が来るかちょっとわかりませんが、そういう準備が整ってきつつあるということは非常に進歩であるというふうに思っております。ですから、私は今月いっぱい県に戻ることにいたしますけれども、やはり笠間市の発展、茨城の発展のためにも、ここに有効なものを入れて、そして、笠間市がさらに発展できるように最大限支援していきたいというふうに思っております。

○議長（小藺江一三君） 深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答え申し上げます。

何を整備するのかというようなことでございますが、活性化プランの中で、施設については、すべて整備をしていきたいというふうに考えております。

また、誘導施設の中で、特別養護老人ホーム、これについても誘致を図ってまいりたいというように考えております。

それ以外の施設については、例えば、交番等については県の方に、今、県警の方に要望しておりますので、そういう誘導を図ってまいりたいというように考えております。

それから、友部駅前の観光案内所について、そういうもの等については、それから観光案内所ばかりではないんですけれども、アンテナショップとか、市有地に対して誘導ができるものについては図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

長期計画のビジョンですね、その前に、畜産試験場と、いわゆる駅を中心としたまちづくりについても考え方を申し上げさせていただきたいと思います。

畜産試験場につきましては、私も市長に就任させていただいて以来、県の方に幾度となく足を運んで、あそこの利活用を申し入れをしてまいりました。もちろん、旧友部時代もそういうことが繰り返されてあったわけですが、なかなか県の方にとっては、今すぐに何に使うという目的もない土地でございます、進まなかったのが現状でございます、一番の課題は何のかのといっても排水だということで、県と協議した中で、県にお願いしているだけではなかなか進まない。畜産試験場の跡地の活用イコール笠間市の課題解決である中心街の有効な土地の活用、発展につながると。しからば、笠間市としても、一定の負担をしても、そこが発展することによって地域が豊かになれば、それは税金を出すことはやぶさかでないという発想で、調査費として半分の負担をさせていただき、さらに、調査後の排水については、いわゆる合併の10億円事業を使わせていただいたわけでございます。

県の方には、先般、25、26で排水整備が終わりますので、27年度できるだけ早い時期に、せつかく10億円事業を投入したんだから、その投入の効果を一日でも早く見せるために、あそこの土地の有効活用をしっかりと計画していただきたいということは申し入れをしてきたところでございます。

現状では、あそこは単なる雑種地という位置づけでございます、有効活用を図るには、この2年間にいろいろな計画の見直し、計画づくりをしなければならないところがあります。雑種地で、例えば企業誘致をするのか、工業団地に変えて企業誘致をするのか、いろいろ計画の見直しを早急にやっていただいて、27年度の早い段階にあそこの利活用を図るようお願いをさせていただいているところでございます。

ちょっと長くなりますが、それと、駅中心のまちづくりについては、先ほどから担当部の方で説明をいろいろさせていただきました。全国的な人口減少という中で、中心街の活力をどう取り戻すかと、そのためには交流の拡大だと、交流の拡大の拠点はどこなんだと、それは駅であると、そういう考え方、もしくは駅周辺に、たまたまそれぞれの町の時代から、市の時代から、周辺に遊休地が確保されてあって、それをこの時期に有効活用できるようになったという恵まれた条件もあろうかと思いますが、その辺も含めて、市の市街地の活性化、稲田地区についても全体的な中でのバランスとか、百年館のいわゆる建造物としての価値だとか、そういうものも含めて計画をさせていただいたところでございます。

いろいろ課題はございますが、もちろん、県の事業だとか、警察の事業だとかありますが、その辺は連携をさせていただきながら、また、議会のご協力をいただきながら進めていきたいなというふうに思っております。

しっかりしたビジョンを持って職務を遂行するべきじゃないかというようなお話でございます。今回の駅を中心としたまちづくりというのは、私なりに中期的なビジョンとして計画をさせていただいたところでございます。

首長というのは4年の任期でございますので、4年の中での計画づくりが必要なのか、それとも笠間市も総合計画というのは10年計画で行っておりますが、そういう4年ごとの計画だけでなく、もうちょっと長い計画というのは当然必要でございますし、計画を立てた以上は責任を持ってやっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（小藺江一三君） 以上で、西山 猛君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。3時15分より再開いたします。

午後3時06分休憩

午後3時17分再開

○議長（小藺江一三君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

13番石松俊雄君の発言を許可します。石松君。

○13番（石松俊雄君） 13番市政会の石松でございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をいたします。

まず、通告1問目の公共交通政策についてお伺いいたします。

平成19年10月に施行されました地域公共交通の活性化及び再生に関する法律には、地域の足を守るため、自治体を中心となって公共交通事業者や地域住民らが協議会を設けた上で、地域公共交通総合連携計画を策定することができると定められております。

この法律ができた背景には、これまでの自動車普及の政策、モータリゼーション政策によって公共交通機関が奪われ、移動制約者が増加してきたこと、さらに規制緩和により地方鉄道やバス路線の廃止に拍車がかかり、地方の公共交通が危機的な状況になっている実態があるということも言うまでもありません。そうした中であって、いよいよ国が公共交通サービスの活性化・再生に向けた検討に乗り出したということでもあります。

また、この法律に先立って、平成18年10月に行われた道路運送法の一部改正では、デマンドバスや乗り合いタクシーといった定期路線以外の乗り合い旅客運送についても、乗車事業の許可によりサービスを提供することを可能にする。地方公共団体、地域住民等から構成される地域公共交通会議の合意がある場合には、上限認可を不要とし、ニーズに応じた柔軟な運賃設定を可能とする。さらに、市町村バスやNPOによるボランティア輸送・運送の登録制度や、地方公共団体、バス、タクシー事業者、地域住民等、地域の関係者が必要と合意した場合には、市町村、NPOによる運送サービスを可能とするとされました。

そこで、これらの法律の制定や一部改正の趣旨を笠間市としてはどう受けとめ、市の取り組みに生かしてきたのか、2点にわたってお尋ねいたします。

1点目は、総合計画後期基本計画の公共交通政策には、公共交通ネットワークの構築、公共交通の維持確保、公共交通の利用促進という大きく三つの施策が書かれておりますが、笠間市の公共交通政策の現状と課題についてご説明をください。

2点目は、これも総合計画3カ年実施計画に、公共交通対策事業として地域に合った公共交通の指針を定める地域公共交通計画を、平成25年度に策定すると書かれております。しかし、25年度予算案の中には見当たりません。この地域公共交通計画の策定予定についてお聞かせをください。

次に、通告に2問目の地域包括ケア体制に関する質問であります。

笠間市の65歳以上の人口は、平成26年には2万人を超え、高齢化率26.7%、午前中の福祉部長の答弁では、平成34年には2万2,761人になると言われておりましたが、実に4人に1人以上が高齢者となるわけであります。

また、核家族化の進行など、家族形態の変化に伴い、高齢者の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯も増加をしてきております。そのような中、介護保険制度は、さまざまな改正が行われ、高齢者の暮らしを支える仕組みとして定着をしております。昨年4月に施行された改正介護保険法をよく読んでみますと、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みを推進することが、国及び地方公共団体の責務であると書かれておりました。また、この改正によって、施設サービスから在宅サービスの充実へと制度そのものの概念が大きく転換をされております。

そこで、笠間市として、この改正をどのように受けとめられているのか、とりわけ、在宅サービスの基盤となる地域包括ケアシステムをどのような視点と観点に立って構築し、推進していくべきものと考えられているのか、お伺いをいたします。

また、3.11の大震災以降、支え合いや見守り合い、医療や介護、地域福祉などをいかに具体的に展開していくか、していけるかが大きな課題となっております。その意味で、第5期高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定に当たって、災害弱者支援のあり方並びに災害時要援護者支援の情報共有のあり方について、どう議論され、計画に反映されているのか、お伺いをいたします。

次に、地域包括ケア体制の具体的な中身について、5点お尋ねをいたします。

1点目は、地域包括支援センターについて、改正介護保険法では、地域包括ケアのなめとして地域包括支援センターの役割強化が挙げられておりますが、笠間市の地域包括支援センターの機能強化の計画はどのようになっているか、お尋ねをいたします。

2点目は、改正法には、地域包括ケアの基礎となる定期巡回・随時対応型訪問介護看護という新しい言葉が使われておりますが、さきに策定をされました笠間市の高齢者福祉計画、介護保険事業計画では、この定期巡回・随時対応訪問介護看護、いわゆる24時間対応の介護看護ですが、これについては触れられておりません。笠間市におけるニーズや実現

の可能性について伺います。

3点目は、介護保険料を滞納すると、利用者負担が3割となり、所得の低い方は自己負担ができず必要な介護が受けられない懸念がございますが、笠間市の現状はどうなっているのか教えてください。

4点目は、在宅医療・介護が推進されますと、家族介護の負担がましてまいります。それに伴い、介護疲れや生活苦からの介護殺人事件や心中事件、家族による虐待などの増加が危惧をされておりますが、その背景には、介護家族の孤立や貧困があり、早急な支援策の拡充が求められています。笠間市の家族介護者の現状と問題点、そして、どのような支援策があるのか伺います。

5点目に、施設整備について。たとえ施設サービスが充実されても、在宅生活が困難な方は当然いらっしゃる。特別養護老人ホームの整備にも引き続き取り組むことが必要であると考えます。第5期計画では、施設入居待機者78名に対し、70床の特別養護老人ホームの新設と、介護老人保健施設8床の増加で、計画期間内に待機者は解消できるとなっておりますが、それ以降、6期以降の特別養護老人ホームなどの施設整備のあり方についてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

あわせて、平成23年10月から、高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆる改正高齢者住まい法が施行され、高齢者向け優良賃貸住宅の認定、高齢者専用賃貸住宅の登録が廃止となり、サービスつき高齢者向け住宅の登録制度に一本化をされております。笠間市としては、この高齢者の住まいの整備についてどのような見解をお持ちでしょうか。市の高齢者向け住宅の整備への取り組みとその課題についてのご所見をお伺いします。

次に、通告3問目の地域医療と市立病院整備方針について伺います。

昨年4月に、診療報酬と介護報酬が同時に改定をされました。そのねらいは在宅療養の推進、退院支援を行う医療機関の収入をふやして取り組みを広げること、入院患者が在宅療養をスムーズに始めるための支援や24時間体制の医療、介護サービスの強化にあるものと考えます。そこでまず、笠間市の地域医療の現状と課題について3点伺います。

1点目は、笠間市の在宅医療用体制についてどのように認識されているのか、お答えをください。また、前項の質問でも触れておりますが、介護保険制度の改正により、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問サービスが始まっております。しかし、残念ながら、全国で実施しているのは、昨年末でわずか5.3%、実施見込みを含めても1割に満たないという現状が厚労省の調査で明らかになっております。笠間市はどうなっているのでしょうか。今後の見通しも含めてお答えをください。

2点目は、医療制度改革の中で、医療の適正利用も含め、かかりつけ医を持つことが推進をされております。地域医療のゲートキーパーとしてのかかりつけ医を持つことは重要だと思いますが、市としては、市民への周知をどのように取り組んでおられるのか、医療

機関とどのように連携し、推進しているのか、お教えをください。

3点目は、笠間市の周産期と小児医療体制について、現状と課題をどのように認識されているか、お聞かせをください。

次に、医療と介護の連携について。そもそも地域包括ケアシステムの原点は、広島県の御調町にある国保病院にあります。昭和50年代初め、例えば、外科手術後にリハビリを受けて退院した患者が在宅復帰後に寝たきり状態になることを防ぐために、出前医療、今でいう在宅ケアを始めたのがきっかけとなり、昭和59年、国保病院に健康管理センターを併設し、御調町の保健と福祉に関する行政部門を、病院長のもとで一元的に管理運営するようになり、その後、さらに介護施設、福祉施設等を順次病院に併設をして、地域包括ケアシステム体制ができ上がりました。それが全国に普及し、現在、多くの国保直診病院がその構築と活動強化に取り組んでおります。笠間市の地域包括ケアシステムを考えると、同じ国保直診病院としての市立病院の存在は大きなものがあると思います。笠間市の医療と介護の連携の中で、市立病院の果たす役割についてどのようにお考えか、お聞かせをください。

また、病院退院時から在宅医療に移行する際に最も大切なことは、地域でケアをしていく環境を整備していくことでもあります。具体的に、医療機関からかかりつけ医、薬剤師もしくはケアマネジャー、地域包括支援センターなどへの情報の提供と共有が円滑に進むことが求められます。

特に、地域包括支援センターにおいては、地域をつなぐツールとして通院情報の収集、伝達、共有の中心的役割を果たしていくことが求められています。その役割を果たすためには、電子カルテの導入を図り、地域内の病院、開業医、診療所、訪問看護ステーション、介護施設、予防医療の連携と情報の共有化が必要だと考えます。

市立病院では、電子カルテの導入について検討されたようでございますが、その内容と結果について教えていただきたいと思っております。あわせて、保健・医療・介護情報の共有・連携と活用の必要性について、市としてどのようにお考えかをお聞かせをください。

最後に、市立病院の整備方針が示され、平成25年度には、基本計画を策定するようになっておりますが、笠間市立病院建設委員会の構成はどのように考えられているのか、そして、どのような日程で基本計画の策定が進められるのか、ご説明をお願いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（小藺江一三君） 答弁を求めます。市長公室長深澤悌二君。

〔市長公室長 深澤悌二君登壇〕

○市長公室長（深澤悌二君） 13番石松議員のご質問にお答え申し上げます。

公共交通政策について、笠間市の公共交通政策の現状と課題についてでございますが、まず、公共交通ネットワークの構築に関する現状としましては、本市の公共交通は、鉄道交通であるJR常磐線、水戸線を中心に、友部駅、笠間駅、岩間駅を発着地として、市内

及び水戸市、城里町、茨城町を循環する路線バスとタクシーが運行しております。さらに、昨年の9月からは、秋葉原への高速バスが運行開始されているところであります。また、市内の公共交通空白地域解消や高齢者を初めとする交通弱者の支援として、平成20年2月からデマンドタクシーかさまが既存の公共交通を補完する形態で運行しており、市民生活を支える公共交通として一定の整備がされております。

課題といたしましては、本格的な人口減少、少子高齢化社会の到来や、環境、エネルギー問題など、社会情勢を背景に、公共交通の重要性・必要性は、これまで以上に高まりを見せながらも、公共交通利用者の減少等に伴って、特に路線バスは、運行、路線数の減少により十分なネットワークが確保されていないところであります。

公共交通の維持確保に関する現状としましては、鉄道交通につきましては、常磐線、水戸線整備促進期成同盟会を通じ、利便性の向上を図る要請を行い、本年3月16日のダイヤ改正において、JR常磐線特急列車が友部駅で新たに上り線2本、下り線1本が停車することになり、あわせて水戸線の接続が向上しております。しかし、バス交通につきましては、路線バスを維持するため、運行事業者へ赤字路線の補助を行っております。

課題としましては、人口減少やマイカー普及等により、公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、JR水戸線やバス・タクシー事業者におきましては、現状を維持することも厳しい状況にあります。

公共交通の利用促進に関する現状と課題といたしましては、これまで公共交通利用者の減少に歯どめをかけるため、市広報紙や新聞広告等を活用した情報提供やノーマイカーデーの促進とあわせて公共交通利用促進に努めております。

また、現在、笠間市と茨城交通が連携して、デマンドタクシーと路線バスを未利用者に知っていただくため、それぞれをPRする公共交通便利マップを作成し、利用者拡大を図ることや、デマンドタクシーに関する利用者アンケートを行い、利便性の向上に努めてまいります。

次に、新年度策定予定の地域公共交通計画についてであります。本計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく計画として、市内の各公共交通機関が連携し、より利便性の高い公共交通ネットワークを確立する計画として、平成25年度に国の補助を受け策定する予定でありましたが、国の方針としましては、公共交通空白地域を解消する自治体が優先することとしており、笠間市のように、デマンドタクシーの運行により、公共交通空白地域を解消している自治体は、基本的には採択されないとの回答を受け、平成25年度の策定を見送ったところであります。

今後は、現状の公共交通の課題を整理しつつ、既存の公共交通の利便性を高め、維持していくために、どのような連携をした取り組みが必要か、各公共交通機関の意見調整を図ってまいります。

○議長（小菌江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

[福祉部長 小松崎栄一君登壇]

○福祉部長（小松崎栄一君） それでは、地域包括ケア体制の整備ということで、お答えいたしたいと思います。

まず初めに、地域包括ケアシステムの構築についてですが、高齢者等支援が必要な方が住みなれた地域で安心して暮らすために、地域における総合的な医療、保健、福祉のサービスの連携を深めるとともに、地域に根差した見守り体制の構築が重要であると考えております。それには、医療との連携、介護サービスの充実・強化、予防の推進、見守りと生活支援サービスの確保、それから権利擁護、安心して暮らせる住環境整備の五つを柱としまして、要援護者の早期発見、迅速な支援の開始、関係機関との情報共有と役割分担などを踏まえた総合的な支援体制の整備及び社会資源の有効活用などを目指してまいります。

地域包括センターを中心として、関係機関、協力機関、地域住民等との連携による笠間市地域包括ケアシステムネットワークの構築を行い、日常生活における問題を早期に発見することで、住みなれた地域で安心して暮らせる体制づくりを進めてまいります。

第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に当たって、災害弱者に対する情報の共有化についてどう議論されたのかということにつきまして、計画策定に当たりましては、高齢者が安心して生活できるように防犯防災対策の充実が必要とされており、東日本大震災を機にその必要性が再認識されたところであります。介護策定の検討の中で、課題として緊急通報システムなどのハード面の整備と、人的連携、協力体制の強化が挙げられております。

情報共有につきましては、策定の段階での議論はしておりませんが、今後の災害時要援護者支援プランの策定において検討してまいりたいと考えております。

大規模な地震や風水害等の災害によりまして、災害時要援護者が避難を余儀なくされた場合には、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請すると計画に位置づけをしており、既に市内22の福祉施設と災害時の要援護者避難支援協定が結ばれているところであります。

次に、地域包括支援センターの機能強化の計画につきましては、医療、保健、福祉が連携し、必要なサービスが提供されるよう関係機関との連携体制や情報共有を図るための代表者会議、さらに支援が必要な方一人一人のニーズに合った支援のために、関係機関の担当者による実務者会議をそれぞれ設置し、個別ケースの検討により必要なサービス提供のための調整や連携を図ってまいりたいと考えております。

24時間随時対応型の実現への見通しにつきましては、平成24年度の法改正により、定期巡回、随時対応型訪問介護看護事業が位置づけられましたが、全国的に普及が進んでいない状況でございます。普及しない背景には、24時間随時対応できるスタッフの確保が難しいことや、地方においては、移動に占める時間ばかりが膨らんでしまい、採算性を疑問視する事業者が多いことなどから、事業を推進していく場合には、県からの補助金の支援な

どを含めた検討が必要となってまいります。

介護保険料を滞納して給付制限をしている方は、笠間市では現在5名となっております。そのうち1名が特別養護老人ホームに入所をし、2名が病院に入院中で、2名の在宅の方は家族が介護しているため、介護サービスを受けていない状況ということになっております。

次に、家族介護者についてですが、在宅介護の現状及び問題点については、23年1月に実施いたしました日常生活圏域ニーズ調査では、介護認定を受けている方の介護者の年齢は65歳以上が4割を超え、老々介護が増加しています。加えて、介護の長期化など、介護保険制度の利用が定着してきた今でも介護者に負担がかかっていると考えられております。

市の支援策としましては、在宅介護における介護者の経済的・精神的負担を軽減する事業として、介護用品支給事業、介護者交流事業及び介護教室事業を継続して実施してまいります。

次に、特別養護老人ホームの新設につきましては、第5期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の中で、待機者等考慮した上で、平成26年度に70床の新設をすることで現在進めているところであります。27年度から6期の計画ということになりますが、以後の待機者等の状況を勘案して、第6期計画の中で次の段階の計画は進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、最後に、サービスつき高齢者向け住宅の件につきましては、高齢の単身者や夫婦のみの世帯が増加している中で、高齢者の暮らしを支援するサービスのついたバリアフリー住宅として、国土交通省及び厚生労働省が共同所管をし、県の登録制度として推進している事業でございます。本市では、6カ所、定員106名分が整備されておりますが、市民からの需要が十分でないことから空き室があり、市外から入居させる事業者もございますが、当該住宅は、住所地特例施設でないことから、入居された方の介護給付費等についてはすべて本市の負担となるなど課題も指摘されております。

これらの対策につきましては、国が推進している事業であることから、市では施設の整備について制限をかけることはできませんが、本市におきましては、現在、介護保険法に基づき、市内においてデイサービス事業所の新設を制限していることから、デイサービスを併設した新規のサービスつき高齢者向け住宅整備については抑制できている状況でございます。

また、平成23年8月18日、茨城県市長会においても、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正に伴う住所地特例等に関する要望により、当該住宅に対して住所地特例に準じる特例措置をしていただけるよう国に要望しているところでございます。

以上です。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長菅井 信君。

〔保健衛生部長 菅井 信君〕

○保健衛生部長（菅井 信君） 13番石松議員の笠間市の地域医療と市立病院整備方針についてのご質問にお答えいたします。

まず、笠間市の地域医療の現状と課題から、在宅医療推進や24時間体制の医療サービスに対する考え方についての在宅医療の推進でございますが、医療法の関連におけるこれまでの都道府県医療計画には、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病の4疾病と、救急医療、災害医療、僻地医療、周産期医療、小児医療の5事業についての医療体制の位置づけが義務づけられておりました。これを新たに、うつ病や認知症など、社会的な問題ともなっている精神疾患を含めて、5疾病とし、従前からの5事業とあわせて在宅医療の医療体制についても別枠で位置づけることが義務づけられているところであります。

こうした近年の在宅医療を取り巻く動向の中で、市立病院については、市内で訪問診療を実施している診療所等との連携による主治医・副主治医制の普及促進や、みずからの病院における医師の訪問診療を可能な限り実施することなど、在宅医療の充実に努めているところであります。

なお、先般、市立病院については、県保健医療計画の策定を所管する県保健福祉部厚生総務課が作成する第6次茨城県保健医療計画別冊において、在宅医療を担う医療機関への掲載について実施機関の基準を満たすことから掲載を希望しているところであります。

次に、24時間体制の医療サービスに対する考え方についてですが、初めに、電話相談としまして、平成21年からかさま健康ダイヤル24事業を継続して実施しており、これは医療や健康に関する相談を無料で、24時間、365日行えるものであります。現在、1カ月の相談件数が300件を超える月があるなど、着実に相談件数が伸びていることから、さらにPRに努め、活用を促進していきたいと考えております。

救急診療の分野では、県立中央病院が二次救急の対応をしているほか、通常時間外の初期救急診療として、市立病院が実施している平日夜間初期救急診療があります。この平日夜間診療の現状での課題は、毎日、専門医の異なった医師が診療を行っていることから、特に、小児科診療が可能な医師と困難な医師が存在し、それぞれ異なった日に勤務している状態となっており、また、1日当たりの平均患者数は3から4名と少ない状況にもあります。

次に、看護における24時間体制の現状としましては、主に訪問看護を受けているような高齢者への対応としまして、市内に5カ所あります訪問看護ステーションにおいて、24時間容体の急変などの緊急時の対応を行っているという状況にあります。

医師を含めた24時間体制の医療サービスにつきましては、そのサービスの提供体制が地域の医療資源の中で整えられるのが大きな課題であり、現在実施している平日夜間の診療についても、協力をいただいている先生方の高齢化など、安定的に継続していくために配慮しなくてはならないことなどがあることから、医師会等の関係機関とも必要性や問題意識を共有しながら、医療サービスの提供体制を模索していきたいと考えております。

次に、かかりつけ医についてですが、平成23年9月に実施された県政世論調査によれば、病気などになったときに最初にかかる医療機関について、クリニックや診療所などの医療にかかるとする人が62.5%であり、比較的大きな病院にかかるとする人が20.6%となっています。この、いわゆる大病院には入院機能や紹介患者に対する高度先端医療など、専門外来の役割が期待されていますが、必ずしも大病院と一次的な地域医療を担う診療所との役割分担が図られておらず、病院の勤務医に過度の負担がかかるなどといった問題も生じている現状もあります。

かかりつけ医についての市の現状につきましては、過去に把握した内容としまして、平成20年8月に、市立病院改革プラン策定するために実施した市民アンケート調査において、かかりつけ医を持っている人の割合が61.2%という結果が出ております。

そのほか、県の最近の調査の中で、かかりつけ医を持っているかどうかということで調査をしたものについては、現時点では、かかりつけ医を決めているという者が80.6%あるということで、若干伸びているのかなということでとらえております。

大病院と一次的な地域医療を担う診療所等との役割分担が図られていないといった問題については、当市においても県中央病院に軽症の外来患者が非常に多く来院し、診察を受けるのに半日や1日がかかるといったような状況になっていることからわかります。

かかりつけ医の普及と定着は、市民の日ごろからの健康管理という点からも非常に有効な手だてであると認識しておりますが、ふだんから病気もなく、ある程度健やかに生活している方などへの普及というのは違った意味で難しいことでもあると考えます。しかしながら、健康都市づくりを進める上で、さらなる普及啓発を図るべく、周知、啓発に努めてまいりたいと思います。具体的には週報、それから、さまざまな活動の中での周知等を考えております。

次に、笠間市の周産期医療と小児医療についてのご質問にお答えいたします。初めに、周産期医療の現状についてご説明をいたします。

笠間市を含む二次医療圏であります水戸保健医療圏において、産婦人科を標榜する医療機関については、病院が6カ所、診療所が12カ所ございます。その中で、笠間市内には、病院が1カ所、診療所が1カ所存在している状況にあります。この1カ所というのが県立中央病院であり、現在は、茨城県地域がんセンターの婦人科部門として、手術、化学療法、放射線療法を組み合わせでの集学的治療も行える茨城県央の婦人科がん拠点病院として診療を行っており、産科、周産期疾病や不妊症に対する診療や周産期救急に対する救急搬送の受け入れは休止となっております。

こうした状況の中で、県立中央病院の取り組みとしては、産科の再開に結びつけるため、婦人科医に集まってもらえるような取り組みということで、女性専門外来を昨年10月に開設するなど、着実に産科再来への歩みを進めようとしているところであります。ほかに2カ所ある産婦人科の診療所につきましては、笠間市民を中心に、多くの妊婦の分娩を取り

扱っていただいているところであります。

次に、小児医療でございますが、水戸保健医療圏において、小児科を標榜する医療機関については、病院が15カ所、診療所が67カ所ございます。その中で、笠間市内にある病院が2カ所、診療所12カ所が存在している状況にあります。

笠間市では、さきの24時間医療体制の中でも触れましたが、夜間診療については、小児に対するニーズが特に強いことから、救急搬送するほどではない軽症の小児患者については、午後10時までの市立病院や午後10時半まで診療を行っている水戸市休日夜間救急診療所で受診している実態もあります。

さらに、午後10時から翌日午前3時まで県立こども病院が診療を行っており、また、市立病院の日曜診療についても小児の患者が多い状況にあります。救急搬送の場合の小児患者については、県立こども病院が24時間対応をしております。

こうした中、市立病院の平日夜間診療に対し、医師を派遣していただいております笠間市医師会においては、専門が小児科ではない医師会会員の先生方に対して、少しでも市立病院の夜間診療のときに小児患者を診察できるようにと、県立中央病院の小児科の医師を講師に招き、小児初期救急についての研修会を実施するなど、地域医療を守っていくための取り組みを積極的に行っていただいております。

今後も、こうした地域における医療機関や関係者の連携と協力のもとで、周産期医療や小児医療などの不足がちな医療機能が充実できるよう、関係機関とともに努力していきたいと考えているところであります。

次に、医療と介護の連携についての市立病院が果たす役割についてですが、総合病院である県立中央病院は、病名や手術の有無などによって病院の種類を分類し、その分類ごとに医療費を定める包括払い方式、いわゆるDPC病院であります。市内における医療状況として、DPC病院である県立中央病院から退院した患者が、次に転院できる一次病床数やリハビリをそろえた回復期維持機能病床など、量的な面で不足しており、また、医療のかなめとなる医師や看護師など医療スタッフも不足している状況にあります。

こうした中、市立病院を取り巻く環境も大きく変化し、市民や患者の医療ニーズも高度化・多様化しておりますが、現在の市立病院が担うべき分野としましては、疾病の予防である健康づくりの治療の一体化としての地域包括医療のほか、寝たきり防止の重要性から、福祉との連携、介護も含めた地域包括医療ケアの中核を担うべきと考えております。

そのことから、第2次笠間市立病院改革プランにも位置づけられておりますように、在宅医療を支援する機能を有する高齢者医療の後方支援病院としての役割、これが1点目です。2点目として、急性期を過ぎた回復期、亜急性期患者に対する入院加療を行う役割、3点目として、関係機関と連携・協力し、保健予防、介護予防活動を進める役割、4点目に、平日夜間や日曜日などの通常時間外における初期救急診療を実施している役割の四つを市立病院の果たすべき役割としておりますので、今後も市民が安心して暮らせる医療を

提供してまいりたいと考えております。

次に、医療と介護の連携についての医療連携を図るための情報共有化についてですが、情報の共有化については、笠間市内において、茨城県域医療情報活用基盤整備事業で構築された地域連携診療情報システムが平成22年5月から稼働したことにより、市立病院を含め、笠間市内14医療機関が県立中央病院の電子カルテ情報を参照することが可能となり、通常の入院や外来診療のほか、平日夜間や日曜日の初期救急診療において、県立中央病院と継続した医療を提供することができ、情報の共有化により、患者サービスの向上が図られているところであります。なお、今後さらにレントゲンなどの画像情報が見られる予定にもなっております。

次に、電子カルテの導入のメリットについてですが、紙カルテのスペースをなくせた、受付や会計待ち時間の短縮ができた、患者の情報を一元管理でき、情報共有がしやすくなったなど、一般的な評価が挙げられ、また、デメリットとしては、導入の際のインシヤルコストやランニングコストが高い、医師や看護師がコンピューターに入力する作業が多くなったなど、現場からの苦情もあるところであります。

しかしながら、診療情報のデジタル化は、画像の管理と照会も容易になるほか、診断書や紹介状などの作成する文書についての医師の業務量軽減にもつながり、電子化の必要性を感じているところであります。現在、施設規模に合ったシステムを検討しているところであります。

次に、保健医療、介護情報の共有連携と活用の必要性については、繰り返しになりますが、疾病の予防である健康づくりと治療の一体化としての地域包括医療のほか、寝たきり防止の重要性から、福祉との連携、介護も含めた地域包括医療、ケアなど、保健、医療、介護の継ぎ目のないつながりが重要になってくると考えております。

笠間市では、地域ケアシステムサービス調整会議を開催しており、福祉・保健・医療・介護の連携と情報の共有化を図っており、市立病院においても、患者やその家族、医療・福祉・介護の関係者による退院前カンファレンスを開催しており、今月の12日、昨日でありますけれども、介護福祉支援事業所や訪問介護事業所など、在宅生活療養を支援する関係事務所との意見交換会を開催し、さまざまな種類の顔の見える連携を図っているところであります。

このように、医療機関や福祉機関に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリ職種、ケアマネジャー、介護士、ソーシャルワーカーなど、医療福祉の多くの職種の従事者がお互いに専門的な知識を生かしながら、患者やその家族をサポートする体制が重要であり、患者や利用者の情報の共有連携等、活用の必要性は高いと考えております。

最後に、市立病院建設委員会の内容と今後の進め方についてですが、検討内容としましては、さきに策定しました笠間市立病院整備方針を基本として、今後需要が拡大する在宅医療支援体制の機能や、水戸保健医療圏で不足しているリハビリテーション機能を含めた

診療機能の検討、さらには健康都市かさまの実現に向けた検診機能の充実など、医療・介護・保健・福祉との連携を考慮しながら、地域医療の中での市立病院が求められている役割や機能について検討してまいりたいと考えております。

なお、現在、茨城県において、第6次茨城県保健医療計画の策定が進められているところでありますので、計画内容を確認しながら、専門的な知識を有した方々をメンバーに加え、協議をしていきたいと考えております。

今後の進め方としましては、平成25年度に、新病院建設のための基本計画を策定し、26年に基本設計、27年実施設計、28、29の2年間で建設工事を行い、30年には新病院をオープンに向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上で終わります。

○議長（小藺江一三君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） では、一つ一つ再質問させていただきます。

まず、一番最初に質問しました公共交通政策についてなんですけれども、結局、簡単に言えば、国は、笠間市はデマンド交通が走っているから、公共交通空白地域は解消しているんだと、だから、新しく決まったこの法律には該当しないというふうに国が判断したので、予定をしていた公共交通計画の策定については見送ったということだというふうに理解をしたんですけれども、これでは結局、国がお金くれないから、笠間は見送ったんだよというふうにしか、私は、答弁はそういうふうにしか聞こえません。

質問の繰り返しになって申しわけないんですが、新しい法律が決まった中身は、要するに、行政が地方公共団体が責任を持って市民の足を確保しようという、そういうことをやっていこうじゃないかと。これで地方の地域の公共交通を立て直していこうじゃないかという、そういう法律の趣旨があるということをおし上げたわけですね。

そうしますと、明らかにこの国の判断というのは、私は間違っているんじゃないかなというように思うんですが、それは国に言わなければいけないことなんですけれども、市としては、じゃあ、一体どういう判断をしているのかということですね。

さきの定例会の中で、私は、外部評価委員会の質問をいたしました。その中で、デマンド交通システムの外部評価委員さんの意見についても取り上げたんですけれども、特に土日の運行を含めて、デマンド交通が、果たして笠間市の市内の交通空白地域対策になっているのかどうか、疑問符がどうしてもつくんですね。なっていない現状が私はあると思うんです。

今、既存の公共交通機関の補完としてデマンド交通を運転をしているんだというふうにご答弁でおっしゃったんですが、しかし、外部評価委員さんへの議論の経過を見ますと、補完ではなく、デマンド交通が主体でしょうと、なぜその主体にならないんだというふうにも、言いかえればそういうご意見が出ているんじゃないかなというふうに思うんですね。

国の認識は認識として結構です。しかし、笠間市としては、この公共交通の空白地域が

市内にあるのか、ないのか、どういう判断をされているのかということ、一つご答弁でいただきたいと思います。

それから、もう一つは、これから先のデマンド交通システムの充実ということを考えてときに、市内の、走るという意味では、それなりに充実はされてきていると思うんですけども、例えば、ここから内原のイオンモールに行こうと思っても、これはデマンド交通では行けないわけですね。市民生活を考えたときに、商業圏、生活圏というのがあるわけですね。そういうものにとって新しくできている地域公共交通活性化及び再生に関する法律で言えば、そういう日常生活に関する交通圏が複数の市町村にまたがる場合は、複数の市町村が協働して連携計画をつくってもいいですよ、つくりなさいよというようなこともこの法律の中に書かれているわけですね。そういう法律のことも含めて、私はこのデマンド交通を市民の要望に沿って拡充をしていくということを考えるとき、やっぱり笠間市の公共交通政策の広域的な視野が求められているんじゃないかなと思うんです。

そういう意味でも、国の判断は判断として、やっぱり市の判断、別ですよ。市の判断として、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づくか、それに設定をされるかどうかは別にしても、公共交通政策の専門家だとか、住民だとか含めた、そういう公共交通会議にかわるものが私は必要ではないかなと思うんです。

さきの議会の中での公室長の答弁の中で、デマンド交通の土日運行について、事業者のご意見、事業者と合意をとらなければいけないということを盛んにおっしゃってました。これもなるほどなと思ったのは、今つくっている地域公共交通会議の役割というのは、そういうデマンド交通を走らせる場合に、路線バスとか、そういう既存の交通事業者との合意をとるための会議なんですね。だから、そういう議論になるのかなというのを理解できたんです。

しかし、そこを乗り越えていくためには、やっぱり新しい法律ですね、地域公共交通活性化法に基づいた協議会というのを、私はやっぱりきちんとつくっていく必要があるんじゃないかなと思うんです。

この法律の中には、この協議会への事業者の参加応諾義務として法律に定められております。それから協議の結果も尊重しなければいけないという義務として法律に定められているわけですね。こういうものを利用しないと、やっぱりデマンド交通システム、今の笠間市内の公共交通、市民のニーズにこたえることはできないんじゃないかなと思います。そういう意味で、国の判断は判断として、別にして、笠間市としては、これらのことについてどういう見解を持たれているのか、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、地域包括ケア体制の整備についてなんですけれども、どうも私の質問の趣旨をご理解いただけていないような気がするんですね。改正介護保険法の話質問の中で申し上げたんですけれども、この中で一番私が問題だというふうに申し上げたのは、今までの介護サービスというのは施設サービスが中心だったんです。それから在宅サービスへ大

大きく概念が転換をされているということなんですね。しかし、在宅サービスへ概念が転換されているんですけども、それに実態が追いついていない、実情が追いついていないという、このことについてどういう見解を笠間市として持つんですかということ、私はお尋ねをしているわけです。

そのことを持つのであれば、横倉議員の質問の中にもありましたけれども、この前立てた計画の中で、特養施設整備については何とか解消しますよ、しかし、ここから先ですよ。国の方針は、施設サービスから在宅サービス中心にかわっているわけでしょう。そうすると、施設というのは多分これからたくさんつくれないですよ。補助金もたくさん出てこないですよ。そうすると、在宅中心のサービス提供が求められてくるんですよ。

しかし、笠間市というのは、そういう環境は整備されてない。そういう問題意識もこの前策定された計画の中に、私は見受けられなかったんですね。将来的にもそういうこと必要ですよということを、余り書かれていないですよ。これじゃあ施設はできない、補助金がないからできない、しかし、在宅サービス24時間体制できていない、これどうなるんですか。単身の高齢家族がふえていく、介護を受けなきゃいけない人口がどんどんふえていくわけですよ。結局、何も介護受けられない人がふえていく、そういう現実が目の前に迫っているんじゃないでしょうか。そういう将来展望、6期以降、どういうふう認識をされているのか、きちんとそここのところのご答弁をいただかないと、私は安心はできません。

それから、家族介護者への支援、これも幾つか現在ある支援についてご説明があったんですけども、これもさきの定例会の中で、ひとり暮らし高齢者見守り3事業、これがどうなるか、廃止ではなく、地域包括支援体制、ケアプランの中できちんと考えていきますよというふうに答弁をされました。そういう意味で言いますと、老々介護をされているお宅ですね、世帯ですね、そういうところへも私は配食サービスをする、あるいは緊急通報システムを貸与する、そういうことも必要じゃないでしょうか。そういうことは考えられないのかどうか。

それから、もう一つは、日常生活の支援体制、これ地域体制づくり、多分包括ケアプランの中で考えられていくんだと思います、いろいろな方と議論されていくんだと思うんですが、ただ、これは住民参加ということも私は必要だと思うんです。そうなりますと、互助型在宅福祉サービスで、パル・ともべというのが社協の中にあるんですね。私はこの事業をもっと行政が責任を持って拡充をしていくということも一つ考えていくことも必要じゃないかなと思うんですね。この辺に対する見解についてもご答弁をいただきたいと思っています。

それから、サービスつき高齢者向け住宅の問題についてです。これは介護給付費がふえていくという大きな問題があります。こればかりは、笠間市として市だけで解決できる問題ではないですよ。壁は建てられないわけですから、できないと思うんですが、ただ、

私は、この住宅ができたときの管理ですね、これをどうするのかということです。これは都道府県に登録すれば、オーケーな施設がこの新しい施設なんですけれども、茨城県では現状は立入検査はやっていないんですね。業者から定期報告を受けているだけだという現状なんです。これではやっぱり責任持てないと思うんですよ。本来なら、県がやらなければいけないことなんですけれども、やっぱり市として市内にできたそういう施設については、やっぱり責任を持つ必要はあるんじゃないでしょうかね。ここは何とか市の責任としてならないのかどうか、ここについてだけは、はっきりしていただきたいなと思いますので、これについてもご答弁をいただきたいと思います。

それから、最後に、地域医療と市立病院の問題について再質問をさせていただきます。

私は、在宅医療の推進ということを考えたときに、今ほど申し上げました地域包括ケア体制の問題の中でも触れましたけれども、いわゆる24時間介護、24時間在宅療養体制をやったりどうつくっていくのかということが、これからの介護保険制度の中でも求められているわけですね。私、御調病院のことを話をしました。その御調病院がやっていることも含めてなんですが、笠間には市立病院があるわけです。先ほどの西山議員の質問の中にもありました。そういう24時間療養体制の中心に、私は市立病院が座るべきじゃなかろうかなというふうに思います。これ、なかなか進んでないということで、先ほど全国で5.6%というふうに申し上げました。県内では、もうほとんど24時間医療体制については整備が進んでいないという実情も報道をされております。

新年度予算で県がモデル事業をやるということで、県内5カ所やるというふうになっております。県の方針としては、県内44市町村の中、1カ所拠点をつくって、最後まで自宅でみとりができるような、そういう体制を整備したいということも県の方では言われているわけなんですけれども、こういう県のモデル事業を含めた問題意識ですね、24時間医療体制を、在宅医療体制をつくるという、そういう問題意識というのは、笠間市ではお持ちにならないのかどうか、この辺についてもきちんとご認識をいただきたいと思います。

それから、かかりつけ医の問題については、かかりつけ医を持っているというふうアンケートで答えた方が60%から80%に伸びていると。だから、このかかりつけ医は前進をしているというふうに答弁だと伺ったんですけれども、かかりつけ医というのは、何でかかりつけ医が必要なのかということですよね。これ、本当はかかりつけ医、何で必要なのかということが市民に浸透していれば、私はコンビニ受診もなくなるだろうし、あんなに県立中央病院に一次救急が集中したり、そういう救急でアップアップするような、公立病院がアップアップするような状態というのは解消されていくだろうと思うんですね。それが解消されていないのが現実ですよ。これ、やっぱりかかりつけ医を持っているかどうかアンケートで聞くのではなくて、かかりつけ医の必要性ですね、大病院志向ではなくて、地域完結型医療にこれからかわっていくんだよという認識を、どう市民の中に浸透させていくのかというのが大きな課題だと思うんです。そういう課題がどうなったのかとい

うことでご答弁をお願いしたいと思います。

それから、市立病院の整備方針については、西山議員からの市立病院の建設場所について指摘がありました。私も全く同感な意見を持っています。驚いたことに、市立病院の建設の整備方針では、5年から7年の間に建てかえをするということは結論として出されていますが、建てる場所については、駅周辺、駅の北側ということはされていないですよね。畜産試験場跡地か、駅の周辺か、検討が必要であるというふうに案の中には書かれていたんですが、これは駅の北側に建てるということで整備方針で決定をされたということなんですか。ここを一つお聞かせをいただきたいということです。

それと、もう一つは、この場所とか、建てかえということだけが決まっていくということに私は問題があると思うんです。先ほどの西山議員の答弁の中で、これまでの市立病院の検討経過がお話しをされました。その検討経過の中で、私が大事だなと思っているのは、いわゆる友部町国保病院のときというのは、赤字が2億円まで、一般会計からの繰入金も2億円まで膨らみました。経営努力をしなければいけないということで、一生懸命経営努力をするということはやってきたんです。

ところが、国保病院でやっていた診療内容と、地域が求めている地域医療の内容がミスマッチを起こしているということについては、なかなか友部町時代には手をつけられてこなかったんです。それが合併をして、山口市長になって、検討委員会がつけられて、市立病院の中でなっている診療内容が、地域が求めている診療内容とマッチしているのかどうかということが検討委員会の中で議論をされたわけですね。その議論の結果が、亜急性期であったり、在宅医療の後方支援であったり、高齢者医療のセンター的役割をやらう、あるいは一次救急ということで整理をされてきたと思うんです。

これを建てかえるのであれば、改めて、今申し上げました24時間在宅医療体制の整備、この必要性が今求められているわけですね。地域包括ケア体制もつくらなきゃいけない、そういうことの中で、市立病院が果たす役割というのをきちんと整備方針の中にもわかるように出すべきじゃないでしょうか。そこは私は見えてないんです。そういう検討があつて初めて、場所はどこにするかとか、どういう規模にするかとか、そういう議論になっていくのが順番じゃないんでしょうか。そういう順番に私はなっていないと思います。

その辺について、これからの笠間市のことを考えるのであれば、周産期や小児医療の状況がどうなっているのかということ、あるいは地域包括システム、とりわけ24時間在宅療養環境づくりということ、ここが整備方針の中に出てくるべきだと思うんです。そういうことを考慮した進め方をしていただきたいと思います。基本計画をつくるということは、もう既に資料をいただいております。こういうことも含めた議論というのがどういうふうになされていくのか、こういうことを含めた議論をしていただけるのかどうか、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（小菌江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答え申し上げます。

地域公共交通計画に関するご質問でございますけれども、先ほど答弁をいたしました内容でございますが、笠間市におきましては、先ほど申し上げましたように、公共交通空白地域というのは、国においても定義は定めがありません。一般的に使われているのが、国からの改善事業の、対象事業の基準としましては、バスから約半径1キロ以上、それから、これは東京大学の大学院の住環境の教授が唱えている距離で言いますと、半径300メートル以上が空白地域、バス停からですね、空白地域といわれておりますが、笠間市においては、先ほど申し上げましたように、デマンド交通、笠間市内全域をカバーするもので運行しておりますので、空白地域は解消しているというような見解になります。

それで、広域的な視点に基づいて、例えば、内原等に生活圏の中で接続できないかというようなこともございましたけれども、現状においては、市内ということになっておりますので、これについては今後の課題として検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、先ほど申し上げましたようなことで、新たな計画については、策定する予定はございません。

それから、土日のデマンド交通タクシーの運行については、前の議会の中でも一般質問でお答えしておりますけれども、これについては、デマンドタクシーの運行については、現在ある地域公共交通会議の中で取り決めをしておりますして、平日の早朝や夜間、または土日の交通手段としては、タクシーとか、その他の交通手段によって対応していただくということになっておりますして、土日の運行については、現時点では計画をしております。

そのようなことでございますので、今後とも、いずれにいたしても、公共交通政策については、十分そのような広域的な視点とか、住民の利便性を考慮に入れながら検討して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） ただいま、再質問の中で、第5期の計画は、施設から在宅ということに方向転換をしているのではないかとことですが、計画の中でも要介護者の多くは、在宅での介護を希望しているという位置づけで、これらに対応をするためにも必要な居宅サービス、いわゆる通所、それから訪問系のサービス提供を充実いたしますということで規定をしているところでございます。ショートステイ、デイサービス等の充実、それから訪問看護と、それらのものを充実させていきたいというふうに考えております。

それから、見守り3事業ですね、外部評価の中で廃止して再構築という位置づけで答申をいただいたところですが、確かに老々介護に対する配食サービス、これらの必要性もあるのかなというふうにも思っておりますが、今年度から、昨年の外部評価をいただきまして、新たな形として、いわゆる見守りというよりも、要するに触れ合いを中心とした配食

サービスという位置づけを笠間市としてはとっている関係上、どうしてもボランティアの方々に依頼する部分が高くなっているところもありますので、今年度新たな予算化の中では、ボランティアセンターの充実ということで、そちらの方に予算配分をしたところですが、それらについても引き続き検討していきたいというふうに思っております。

それから、見守り3事業の中での緊急通報システムも貸与してはいいんじゃないかということですが、緊急通報システムは、平成4年からのシステムということで、かなり老朽化しているということとあわせて、対象者も年々多くなっているということから、新たなシステムづくりという形で今検討しているところです。平成25年度については、そういうことで、新たなシステムを今検討していきたいというふうに考えているところです。

それから、住民参加型のいわゆる在宅福祉サービスセンター事業として、パル・ともべ、以前はパル・ともべという名称でしたが、現在は、笠間市として一つの組織として、昨年新たな形でスタートしたところです。3地区それぞれにあったものを一つにして、すべての市内を1カ所でやるというシステムで、社会福祉協議会の中に設置をされているんですが、そちらの方にも引き続き助成をしていきたいと思っておりますし、そういう形で、今、市内全域を対象として事業展開は図られているということで認識をしているところでございます。

それから、サービスつきの高齢者住宅の管理をどうするかということですが、サービスつき高齢者住宅は、国の方の方針では、2020年度までに全国で60万戸を整備するんだということで、現在、まだ9万戸ということになっております。ですから、まだまだ充足していないということですから、これらについては、今後またいろいろその動きがあるのかなと思っておりますが、それらの管理、それから調査ですね、これらについては、今のところ県の登録制ということになっておりますので、市でそこまでの権限は及んでおりませんけれども、今後の対応としてその辺についても検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小藺江一三君） 保健衛生部長菅井 信君。

○保健衛生部長（菅井 信君） 石松議員の再度の質問にお答えいたします。

4点ほどご質問があったかと思っておりますけれども、まず、在宅医療の24時間をどうつくっていくのかという部分と、それから、最後の市立病院の整備方針、基本計画をつくっていく中で位置づけをするべきではないのかという部分をあわせて答弁させていただきたいと思っております。

先ほどもお話をしましたけれども、在宅医療の役割、在宅医療のニーズというのが非常に大きくなってきて、今後、医療の分野においても、外来、入院だけではなくて、それに在宅が大きなウエートを占めるということは認識をしております。その役割は、まさに市立病院が担っている役割であり、市立病院だけでなく、主治医・副主治医制をとっている市内の診療所との連携のもとに行っていくべきであろうというふうに考えております。

ここを24時間にどう拡大するかという部分でありますけれども、実際に、現在の市立病院の医師の人数、それから高齢化した市中のお医者様が24時間それを耐えられるかという部分に、そこにパワーが非常に足りないのが現状であろうと思います。市立病院としてそこを何とかすべきだろうと、そういう分野に拡大すべきだろうという部分は同じ認識をしております。ただし、整備方針の中で、現在の機能プラスリハビリ機能を施設的にはふやし、在宅医療と在宅リハビリ、この分野について市立病院としての役割を拡大していこうというところで考えているところであります。

それを24時間体制にもっていけるかどうかという部分については、医者の確保だったり、どういう体制でやったりというような部分があるかと思いますが、基本的に在宅医療の中で、うたい切れるというか、読み切れるものであって、施設があえてかわるものではないという部分の中で、医者の確保を進めるという大前提のもとがありますけれども、開院までに確保ができるとすれば、その体制は組めるものかなというふうに考えております。

それから、かかりつけ医の部分でありますけれども、かかりつけ医がなぜ必要なのかというのは言わずもがなで、大病院と、それから一般の診療所との役割の分担ということで、それを市民に対してどういうふうに周知し拡大するかということであろうと思います。

意識的には、考え方的には、石松議員と全く同じ考え方を持っておりまして、県の今回の医療整備計画の中でも、この点につきましては、第6次計画の役割分担の中でかかり医の普及、それから地域連携クリティカルパスの普及、これらの課題がうたわれているが、まだまだ普及定着を図るための具体的な施策が乏しく感じられると。目標を掲げながらも、それを達成するのはなかなか難しいのではないかとと思われるということで、第6次計画の終了期に至っても、実際には、急性期病院に患者が集中している現状がこのままでは変わらないのではないかとという部分で、同じように、県に対して私どもは申しておりますので、それに対しても笠間市としての当然その役割を担わなければならないなというふうに認識しております。

それから、場所ありきという話で、なぜ駅のところが決まったんだということでもありますけれども、やっぱり病院について、現在位置の建てかえなのか、それとも移転建てかえなのかという部分で、やっぱり一番最初に議論がなされます。現在地建てかえの場合には場所が狭いので、どうしても仮の病院をつくってということになると、数億円の余計なお金がかかるということで、経費を抑えるためには、新しく別な場所で建てかえた方がいいであろうということは議論がなされている。場所について、どこが考えられるのかと状況の中で、石松議員がおっしゃられたように、駅のふれあい公園の場所と、それから畜産試験場跡地という面で書かせていただきました。

そういう中で、先ほどもお話ししましたがけれども、県立中央病院との役割・連携ということを考えたり、それから、市で考えている土地利用駅周辺整備計画と連携して行ったりという状況の中で、実は2月の全員協議会の中でお示した計画書の中では、駅北

のふれあい公園じゃない、キッズ館隣接地という表現でしたかね、が想定されるという文面で畜産試験場の跡地という文言は消した形でもって提示してございます。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 時間がないので、ちょっと端的に言います。

一つは、地域公共交通の問題は、結局、広域的な視野と住民の要望は聞いていくけれども、具体的には何もやらないということですね、これは。国がやらないからって。

私は、公共交通会議、バージョンアップしたものをやらないと改善できないでしょと私は言っているわけですよ。バージョンアップした会議をやらないということは何もやらないということですね、それ確認をとらせてください。

それから、24時間の医療体制については、包括ケアシステムは、県から支援がないとできない。それから病院の方は医者がないからできない、これ、24時間体制についてはやらないということなんですか。

私は、先ほども言いましたけれども、地域包括ケアシステム制度をつくるためには、24時間体制は避けて通れない問題だと思うんです。これをどうつくるかということはどこかで議論していかざるを得ない問題だと思うんです。そういうところはどうするんでしょうか。結局、6期で議論するんですか。県から支援があるのか、なかろうが。ここをはっきりしていただきたいということです。

それから、確認もあと2点だけお願いします。

一つは、配食と緊急通報サービスですね。これについては、対象者をひとり暮らしから拡大をしていただけるということですか、ここについてはどうなんでしょうか。ここについて、きちんとご答弁をいただきたいと思います。

それから、病院の整備方針については、私が心配しているのは、保健医療部から病院が今度独立をしますよね。そうなってくると、地域包括ケアシステムの議論の中でも、庁内で課を越えた、部を越えた組織がないと、議論する、検討している組織がないというふうにお聞きをしました。これ、組織が分離しちゃうと、また、全体の政策の中と違うところで病院の診療事業が進んでいくんじゃないか、そういう懸念を持ちます。そういうことがないように、ぜひ市立病院の整備方針については検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小藺江一三君） 市長公室長深澤悌二君。

○市長公室長（深澤悌二君） 再度のご質問にお答え申し上げます。

地域公共交通の会議を設けないのかというようなことでございますが、新しい法律のもとには、法定協議会ということになりまして、現在の地域交通会議については、道路運送法に基づく会議ということになっております。

どのような違いがあるかということでございますが、先ほど議員の方からもいろいろな

条件等を申されましたので省きたいと思えますけれども、法定協議会をつくった場合は、補助金の交付を受ける場合には必要であるというようなこと、現在の地域公共交通会議については、計画の策定等は任意であるということ、内容的にはその違いがございます。

それから、例えば、法定協議会をつくった場合は、これはここに事務局を設けて、例えば事業をやる場合は、市が補助金を受けるのではなくて、法定協議会が受けるというような仕組みになってまいります。現時点において、計画の作成がない、要するに、先ほど答弁で申し上げましたとおり、空白地域がないということで補助金の予定も現時点でないということになりますと、現在の地域公共交通会議の中で十分対応できるのではないかなど。

ただ、先ほど議員の方から申されました、何もやらないんではないかということではございません。当然そういうことを、課題を共有しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小藺江一三君） 福祉部長小松崎栄一君。

○福祉部長（小松崎栄一君） 24時間対応型のサービスにつきましては、県の支援がなければやらないのかということですが、この事業については、あくまでも事業所が実施することになっております。市では、それらをやっていただくためには、県の方の支援があれば、その支援について対応していきたいということです。あくまでもやるのは事業所ということになりますので、事業所の方でやりやすい方法とすれば、そういうことが考えられるのかなというふうに思っているところです。

それから、配食サービスの老々世帯に対するものをやるのかということですが、配食サービスは3地区それぞれまだまだ温度差があります。正直申し上げまして、友部地区についてはボランティア組織、それから支部社協、いろいろな形で配食サービスを展開されております。笠間地区、岩間地区については、まだまだそこまでの対流性が取り切れてないというのが現状でありますので、やはりある程度、市内統一性を持ったやり方というのはどうしても必要なものだというふうに思っております。それらについては、今後検討していくということですが、老々世帯についても、当然、言いかえれば、ひとり暮らしになりやすい世帯であることも確かですので、それらについてもできればやっていければと思うんですが、まだまだそこまでいってない、それらよりも全体が統一できるような形で、まず体制づくりを社協としていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小藺江一三君） 市長山口伸樹君。

○市長（山口伸樹君） 石松議員の質問に、私の方からちょっと考え方を補足をさせていただきます。

介護保険制度が始まって、2000年にスタートして13年目に入っていくわけでございますが、国の制度というのは、私がいつも感じているのは、制度あってサービスなしという傾

向がございます。まず、制度を先につくって、後から事業者がついていく。なかなかついていかなければ、そこで国は支援策を考えていくというような流れの中で、介護保険制度が充実されてきたという経緯があるのではないかなと私はいつも思っております。

なので、地域包括ケアについても、国は、在宅を推進するというような考え方でございまして、私はそれはそれで一定の理解はしているんですが、じゃあ、在宅か施設かという二者択一でなくて、やっぱり在宅ケアと施設ケアの連携を図っていくことが必要なんじゃないかなと思っております。24時間巡回型も、先ほども申しましたように、制度があってもサービスなしというような状況でございしますが、これらの24時間体制をもっているのはやっぱり施設であったり、在宅の小規模であったり、グループホームであったりするわけですので、これらの連携をどう図っていくかということは一つの課題であります、市の方としても第6次含めて議論を進めていきたいなと思っております。

それと、保健・医療・介護情報の共有・連携の件でございしますが、実は、この保健・医療・介護情報の連携というのは、以前から大変重要性が叫ばれておるわけございまして、市の方でもそういう連携を図っていききたいということで考えておりましたが、これらの連携を図る上では、非常に基盤整備に当たって莫大な費用を要するというので、なかなか進んでいない状況がございました。

今回、総務省の方で、現在、地域経営型包括支援クラウドモデルというのを募集をしております、これは健康・介護情報などにおいて、市民と行政と事業所が相互に必要な情報を共有・管理できる情報基盤の構築ということで、全国で五つから六つの団体程度の事業費が約2億円程度で今募集をしております、市の方では、企画書を出ささせていただいております。

ただ、全国で5カ所、6カ所でございますので、選ばれるか、選ばれないかはわかりませんが、精いっぱい企画書をつくって出ささせていただいたところございまして、そういうものが、もし選ばれば、情報の共有化というのは、かなり進んでいくのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（小藺江一三君） 石松俊雄君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小藺江一三君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、あす14日、午前10時より開きますのでご参集ください。

ご苦勞さまでした。

午後4時36分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 小藺江 一 三

署名議員 畑 岡 洋 二

署名議員 橋 本 良 一